

官報

號外

明治三十五年二月二十六日

水曜日

印刷局

第十六回 帝國議會 衆議院議事速記第十九號

明治三十五年二月二十五日(火曜日)午後一時十二分開議

議事日程 第十八號 明治三十五年二月二十五日

午後一時開議

- 第一 商業會議所法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 農工銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 耕地整理法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 臺灣ニ在勤スル巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 製鐵所据置運轉資本ニ不足ヲ生スル場合ニ一時借入ヲ爲スヲ得ル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(本院提出) 第一讀會
- 第八 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案(中村彌六外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 國勢調査ニ關スル法律案(內藤守三外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 社寺上地林處分法案(出水彌太郎外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十一 帝國大學中倫理科大學增設ニ關スル法律案(足谷五十) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十二 河川法中改正法律案(奧繁三郎外) 第一讀會
- 第十三 大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案(原田越) (委員長報告)
- 第十四 學制調査ニ關スル建議案(大岡青造外) (委員長報告)
- 第十五 貧民救助、勞働者及借地人保護ニ關スル建議案(安藤龜太郎) (委員長報告)
- 第十六 北陸鐵道貫通ニ關スル建議案(降旗元太郎) (委員長報告)
- 第十七 北陸鐵道完成ニ關スル建議案(杉田定一外) (委員長報告)
- 第十八 遠洋漁場調査ニ關スル建議案(井上角五郎) (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第十二號)賣藥稅法改正ノ請願外一件 (委員長報告)

- 第二十 (特別報告第十三號)清國內地調査ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第十四號)足尾銅山鑛毒被害民救護ノ請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第十五號)島根縣邑智郡市山村ニ電信局開設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第十六號)島根縣瀨戶内郡大家村ニ電信局開設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第十七號)電信局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第十八號)島根縣飯石郡波多村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第十九號)矢作川改修ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第二十號)區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

鐵道敷設法中改正法律案

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案

(第五號)明治三十五年度歲入歲出總豫算追加案

(第六號)明治三十五年度特別會計歲入歲出豫算追加案

(追第五號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

東京市區改正條例中改正法律案

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

會計法中改正法律案

(第六號)明治三十五年度歲入歲出總豫算追加案

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

刑法改正案

議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セラレタリ

會計法中改正法律案

提出者 石黑涵一郎君 野田卯太郎君 西谷 金藏君

提出者 花井 卓藏君

提出者 齋藤 壽雄君 根本 正君 安藤 龜太郎君

鈴木重遠君高須賀繼君重岡薫五郎君武市庫太君野間豐五郎君清水靜十郎君
兒島惟謙君ヨリ別子銅山煙害事件ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ
委員長理事左ノ適當選セラレタリ

私設鐵道保護法案外一件

委員長 濱名 信平君

理事

村瀬 庫次君

郡市町村會議員選舉罰則ニ關スル法律案

委員長 永井 嘉六郎君

理事

望月 長夫君

日本勸業銀行法中改正法律案外一件

委員長 門脇 重雄君

理事

佐藤 伊助君

狩獵法中改正法律案

委員長 有村 連君

理事

松島 廉作君

在外國本邦居留地小學校教育費國庫補助法案

委員長 白井 哲夫君

理事

野間 五造君

大阪府兵庫縣境變更法律案

委員長 津野 常君

理事

西村 淳藏君

國勢調査ニ關スル法律案

委員長 內藤 守三君

理事

大隈 英磨君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

別子銅山煙害事件ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十五年二月二十五日

提出者 鈴木 重遠

武市 庫太

兒島 惟謙

贊成者 石田 貫之助

外三十六名

別子銅山煙毒事件ニ關スル質問主意書

一愛媛縣宇麻郡別子鑛山所有主住友吉左衛門ハ同縣新居郡新居濱ニ製煉所

ヲ設ケ其熔鑛爐ヨリ噴出スル煙毒亞硫酸瓦斯ノ爲メ地方人民ハ其害毒ヲ

受クルコト既往十九年ニシテ許多ノ田園荒廢ニ歸スルニ至レリ依テ人民

ハ農商務本省鑛山局大阪鑛山監督署愛媛縣廳並ニ住友吉左衛門等ニ對シ

數十回除害ノ款願請求ヲナシ遂ニ各官廳ハ技師吏員ヲ派出シ調査ノ末

明治三十一年五月十八日ヲ以テ大阪鑛山監督署長ハ鑛業條例第五十九條

ニ依リ除害工事數項ト共ニ該製煉所ヲ同縣越智郡四阪島ヘ迅速移轉スヘ

キコトヲ命令シ次テ同三十二年八月別子鑛山水害ニ罹リ其善後ノ設備ト

共ニ同年十月二十八日附ヲ以テ除害法數項ヲ命令シ且明治三十五年十二

月三十一日ヲ期シ新居濱等ニ於ケル一切ノ製煉事業ヲ四阪島ヘ移スヘキ

ヲ命令セリ然ルニ同三十四年七月住友吉左衛門ノ願ニ依リ新居濱製煉所

ヲ四阪島ヘ移轉スル期限ヲ同三十七年十二月迄即チ二箇年間ノ延期ヲ許

可セラレタリ此レ多數人民ノ慘害ヲ無視シ惟リ鑛山所有主ヲノミ裨蔭ス

ル偏頗ノ所置タルヲ免レサルモノ、如シ其理由如何

二前陳明治三十一年五月ノ命令ニ對シ現鑛山局長カ今般被害民總代ニ與ヘ

タル辯明ヲ聞クニ該命令ハ煙毒ノ有無ニ關セス鑛山所有主ノ願ニ依リ移

轉ヲ命セシモノナリト陳辯セリト然ルニ該命令ニハ鑛業條例第五十九條

ニ依リ除害工事數項ト共ニ新居濱製煉所ヲ四阪島ヘ迅速移轉スヘシ云々

ノ明文アリ故ニ其煙毒ノ爲メ移轉ヲ命令セラレシヤ明瞭ナリト信ス果シ

テ鑛山局長ノ辯明スル如キ事實ナルヤ如何

三又明治三十二年十月ノ命令ニ對シ現鑛山局長カ今般被害民總代ニ與ヘタ

ル辯明ヲ聞クニ該命令ハ別子鑛山水害善後ノ爲メ製煉所ノ移轉ヲ命令セ

シモノニシテ敢テ煙毒被害ノ爲メニアラスト陳辯セリト然ルニ該命令ニ

ハ鑛液煙毒其他數項ノ除害法施行ヲ命セラル、明文アリ且ツ新居濱ハ別

子ト隔絕水害ナキノ土地ナルモ三十五年十二月ヲ期シ四阪島ヘ移轉ヲ命

セラレタルハ其煙毒ノ爲ナルヤ明瞭ナリト信ス果シテ鑛山局長ノ辯明ス

ル如キ事實ナルヤ如何

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリ

マス、四宮有信君病氣ノタメ今二十五日ヨリ十二日間ノ請暇、金尾稜嚴君ヨ

リ今二十五日ヨリ十三日間ノ請暇ヲ申出デラレマシタ、此兩君ノ請暇ヲ許シ

テ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○石田貫之助君(二百一十六番) 是ヨリ豫算總會ヲ開キタウゴザイマステ、許

可ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 石田貫之助君カラ豫算總會ヲ開キタイト云フコトデア

リマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○石田貫之助君(二百一十六番) ツレデハ直チニ豫算委員諸君ハ、來會ヲ請ヒ

マス

○議長(片岡健吉君) 野間豐五郎君、決算委員會ノ主査野間豐五郎君ガ、是ヨ

リ決算委員會ノ第四分科ヲ開キタイト云フコトデアリマセヌカ、許可シテ御異

議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、委員長土

居平左衛門君カラ明治三十三年度豫備金支出ノ件外四件ノ委員會ヲ開キタイ

ト云フコトデアリマス、是モ許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——鈴木重

遠君

〔鈴木重遠君演壇ニ登ル〕

○議長(片岡健吉君) 今一件御諮リスルコトガアリマス、骨牌稅法案ノ委員
會ヲ開キタイト云フコトヲ委員長齋藤安雄君ヨリ申出ニナリマシタ、是モ許
可シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス

〔參照〕

別子銅山煙害ニ關スル參考書

別子銅山ハ愛媛縣宇摩郡別子山村ニアリテ二百有餘年來大阪ノ豪商住友吉左衛門ノ採掘セル處ナリ而
シテ此別子山ヲ水源トスル國領川ハ其鑛業所ヨリ排出スル俗ニ赤銅水ト稱スル赤黃色ノ濁水ヲ混入シ
テ下流スルコト五里餘ニシテ同縣新居郡高津村ニ至リテ海ニ注ク元來此國領川ノ沿岸ニ數在スル數箇村
ハ恐ク農ヲ以テ業トスルモノナラカ故ニ其河水ハ常ニ此地方ニ於ケル數千町歩ノ田畑ニ灌漑セラレ
テハアルノミナラス或村落ノ如キハ平素之レヲ以テ雖モ飲料トナセリ然レニ其所謂赤銅水ハ化學上
若クハ生理學上未ダ精密ナル調査ヲナスニ至ラサルト雖モ動物又ハ植物ニ對シテ有害ナルコトハ多年
實見ノ示ス處ニシテ就中舊幕府時代ニ於テモ已ニ其鑛毒水ニ依リテ耕作物ヲ害スルコト驗ナカサル
ヲ認メ領主西條侯ハ毎年藩土ヲシテ被害ノ狀況ヲ實査セシメ各損害ノ程度ニ從ヒ田畑一段歩ニ對シテ
或ハ二畝歩若クハ三畝歩ノ租稅ヲ免シ其程度最モ甚ダシキ者ニ至ツテハ全然免稅ノ恩典ニ浴シタルコ
トアリ然レニ明治維新後地租改正ト共ニ是等ノ事情ハ遂ニ顧慮セラレサルコトナルヤ農民ノ困苦名
狀スヘカラス爲メニ屢々愛媛縣廳ニ對シテ地租輕減又ハ免租ヲ請願シタルモ當時ノ當局者ハ住友ノ鑛業
ニ因リ生スル損害ハ須ラク住友ニ對シテ要償スヘシ之レヲ政府ノ關知スル處ニアラストノ理由ヲ以テ毫
モ採用セザルノミナラス別子山村ニ於ケル住友鑛業所ハ世運ノ進歩ト技術ノ發達ニ伴ヒテ漸次其規模
ヲ擴張シ往昔一箇年ノ採掘高百方斤ニ過キザリシモ現今ニ及ビテ其七倍乃チ七萬方斤ノ多キニ達セ
リ之レヲ以テ其鑛業所ヨリ排出スル鑛毒水モ亦往昔ニ數倍セザルヲ得テ國領川附近ノ動植物ニ
對シテ如何ニ莫大ノ損失ヲ與ヘツアルカハ局外者ト雖モ之レヲ想像スルニ難カラサルヘシ
然レトモ元來實村ナル地方農民ハ因襲ノ久シキ遂ニ此鑛毒ヲ以テ人力ノ左右スヘカラスモノナリト
感念シ怨ヲ吞シ忍耐ヲ余義ナクセルノ慣習ヲ形成シタリ
此一事ヲ以テスルモ地方農民ノ生産力ヲ阻害スルコト頗ル太甚シキニ拘ハラズ明治十五年更ラニ住友
吉左衛門ハ別子銅山ノ舊區ヲ距ル五里餘ノ真田中郎チ愛媛縣新居郡新居村字關ニ溶鑛爐建設ノ出
願ヲナシ然レニ愛媛縣令ニハ如斯事業ノ創設セントスルモノハ必ス關係町村ノ保證ヲ得テ出願ヲ
要ストノ規定アリ故ニ住友氏ノ豫メ關係町村ニ對シテ保證ヲ求メタルモ倉卒ノ際充分ノ研究ヲ調査ヲ
送タルノ違アリラザリシ然レトモ別子銅山ニ於ケル從來ノ事實ヲ見聞シ溶鑛爐設置スルハ必ス其煙害
即チ亞硫酸ノ毒ヲ受ケルモノナルコトヲ確信シ斷然其保證ヲ拒絕スルト同時ニ其筋ノ向ツテ其出願
ニ對シテハ保證ヲ與フルコト能ハサルヲ以テ許可セラレサル様上申シタルモ縣知事ハ之レヲ無視シ單
ニ住友吉左衛門ヲシテ毒害ナキコトヲ證明セシメタルノミニテ明治十七年五月斷然之レニ許可ヲ與ヘ
ラレタリ
爾來新居濱村惣開ニ於ケル住友溶鑛爐ノ設備ハ著々トシテ進行シ明治二十五年ニ至ル迄ハ少量ナル試
驗的溶鑛爐ニ止マリ其規模モ亦大ナラザリシモ明治二十五年十二月ニ至ツテ別子山ヨリ新居
濱村ニ遠シ私設鐵道ハ開始セラレ鑛石ノ運搬頗ル頻繁トナルニ從ヒ溶鑛事業ハ漸次擴張セラレ忍
前日ニ幾十倍スルノ量ニ達セリ之レヲ以テ同二十六年ニ至リ果シテ稻作其他ノ植物ニ對シテ大害ヲ及
シ收穫ノ上ニ餘ナカラサル影響ヲ蒙リタルカ故ニ地方農民ノ驚愕鬱ヘン方ナク地主ハ勿論小作人ハ
至ル迄皆狂氣ノ如ク或ハ住友氏ニ對シテ交渉ヲ試ミ或ハ縣廳ニ向ツテ其救済ヲ請願スル等全方ヲ罄ケ
テ奔走シタルモ住友氏ニ於テハ頗ルシテ鑛業上ノ被害ニアラスト主張シ又々縣廳ニ於テハ四川技師ヲ派
シテ其狀況ヲ調査セシメタル結果煙害ハ實ニ被害ノ副因ナリト報告ヲ得タリ依テ總代等縣廳ニ出頭
シテ陳情スル所アリシモ歸スル處何等ノ要領ヲ得ザリシ
二十七年又變作ニ被害アリ縣廳山本技師ヲ派シテ實地ヲ調査セシメタルモ是亦遂ニ要領ヲ得ズ茲ニ於
テカ農民ハ已ニナク住友氏支配人ニ對シテ直接談判ヲ開始セント欲シ多數群ヲナシテ新居濱村住友溶鑛
ニ向ハントスル際速ク多數ノ警官ハ之レヲ途中ニ攔シテ解散ヲ命ジ忽チ一場ノ衝突ヲ惹起シ爲メニ
業多ノ犯行者ヲ出スニ至レリ如斯ニシテ漸ク住友氏支配人ト談判ヲ遂クルコトヲ得タレト依然トシテ鑛
業上ノ煙害ヲ認メスト唱ヘ毫モ農民ノ不幸ヲ顧ミザリシ
然レニ實際鑛業上ノ煙害ノ日ニ倍々太甚シク瓦石ノ如キモ全ク變色シ殊ニ農作物ノ如キハ往々枯死シ
テ田園荒廢ニ歸スルモノアリ米麥荒廢ニ至ラサルモノト雖モ收穫ノ減少實ニ驚クヘキモノアリ管タニ
其數量ヲ減スルニ止マラス著ク其實質ヲ損害セラレタルハ莫クハ其性質ヲ失フテ使用ニ適セス米
穀亦益減多クシテ價格常ニ他ノ部落ノモノヨリ劣リ元來此附近ノ土地タル明治十二年地租改正ニ當

カラサルヲ忍ヒタリ蓋シ新居濱村溶鑛爐ハ前記ノ命令ニ依リ必ス明治三十五年ノ末日ヲ以テ四阪島ヘ

之レヲ全廢シ完全ナル燒鈹甕ヲ新設シ煙ハ必ス煙路ニ導キ夫ヨリ煙突ニ噴出セシムヘシ

Figure 1 *Continued*

第九項 第四煙突(高サ五十六尺八現) 第五煙突(高五十尺現在) 第六煙突(高九十尺現在) 第七煙突(高九十尺現在) 第八煙突(高九十尺現在) 第九煙突(高八十尺現在) 第十煙突(高八十尺現在) 第十一煙突(高八十尺現在) 第十二煙突(高八十尺現在) 第十三煙突(高八十尺現在) 第十四煙突(高八十尺現在) 第十五煙突(高八十尺現在) 第十六煙突(高八十尺現在) 第十七煙突(高八十尺現在) 第十八煙突(高八十尺現在) 第十九煙突(高八十尺現在) 第二十煙突(高八十尺現在)

第十項 前記各項煙突ハ其使用ノ目的ヲ變更シ或ハ改築若クハ煙突ヲ新設セントスル時ハ其都度認可ヲ受クヘシ
愛媛縣新居郡新居濱村製煉處ニ對シ別紙之通命令候ニ就テハ煙突ノ改造及築造ノ落成豫定期日ヲ記載シ右命令之請書ヲ急差出シ度候也
明治三十一年五月十八日
署 長 名
礦業人住友吉左衛門宛

明治三十一年十月農商務大臣ヨリ礦主住友吉左衛門(命令書寫左エ)
命令事項 (其一)
一 別子鐵山業本部ハ明治三十二年十二月三十一日ヲ期シ新居濱ニ移轉スヘシ
但採礦課及必要ノ出張處ハ此限ニアラス
二 別子山ニ於ケル建造物ヲ新築シ又ハ舊來ノ建造物ヲ存置セントスル時ハ本署ノ認可ヲ受クヘシ
小足谷四番坑坑元坑及角石原ニ於ケル坑水ノ除害裝置及瀝渣置場ハ明治三十二年十二月十五日ヲ期シ修築スヘシ
三 別子鐵山ニ於ケル溶鑛其他ノ製煉事業ハ明治三十二年十二月三十一日ヲ期シ新居濱ニ移轉スヘシ
但燒鑛ハ此限ニアラス
四 燒鑛爐ハ堅固ニ修築シ其周圍ニ溝渠ヲ設ケ屋根ヲ以テ之レヲ蓋フヘシ又燒鑛爐ヨリ流出スル瀝液除害ノ設備ヲ爲スヘシ
五 新居濱ニ於ケル製煉事業ノ爲メ高二百尺以上ノ煙突ヲ明治三十三年三月三十一日限りニ新築シ溶鑛爐燒鑛爐及瀝渣置場及坑水ノ除害ノ裝置ハ明治三十五年九月三十日ヲ期シ竣工スヘシ
六 第三隧道及該隧道ヨリ排出スヘキ坑水ノ除害ニ關スル裝置ハ明治三十五年九月三十日ヲ期シ竣工スヘシ
七 四阪島製煉處ハ明治三十五年十二月三十一日ヲ期シ竣工スヘシ
八 前項期限後ハ別子鐵山及新居濱ニ於ケル一切ノ製煉事業ヲ四阪島製煉處ニ於テスヘシ
前掲工事ノ施行其他礦業全條ノ管理ニ付テハ適當ナル責任者ヲ定メ本署長ノ認可ヲ受クヘシ
命令事項 (其二)
一 弟地鐵山ニ於ケル銅山川左側ニアル諸建造ハ安全ノ位置ニ轉スヘシ
但從來ノ建物中安全ナルモノニ限り本署長ノ認可ヲ受ケ存置スヘシ
二 前掲ノ工事及捨石置場瀝液瀝渣置場等完全ナル設備ヲ落成スル迄ハ製煉ヲ中止スヘシ
三 前二項ノ工事ハ明治三十二年十月三十日迄ニ圖面及仕様書ヲ具シ本署長ノ認可ヲ受タル後百五十日以内ニ工事ヲ竣工スヘシ
三十年十二月本縣會ニ於テ決議
一 別子鐵山附屬新居濱溶鑛爐煙害調査ノ建議ノ件
調查建議
愛媛縣宇摩郡別子鐵山ハ大阪府平民住友吉左衛門ノ採掘特許ヲ得タル鐵山ニシテ明治十七年以來同縣新居濱村ニ溶鑛爐ヲ設置シ製煉ノ業ニ従ヒ此年續額ノ増加ニ伴ハレ明治二十五年續業用鐵道ヲ完通シ鐵爐處ヲ増設スル等頗ル旺盛ナル極ムニ至レリ明治二十六年該地方ニ稻田遠作ノ事業アルニ際シ或ハ溶鑛爐煙毒ノ殘害スル處ナリト信稱シ人心恟々頗ル穩ナラス而シテ當時其原因不明確ナルヲ得サリシヲ以テ示衆多ノ犯人ヲ見ルニ至リテモ該地方ノ田面ハ一種ノ殘害ヲ受ケ其收穫大ニ減少ラ來タセルヲ以テ益々其原因ヲ精査シ人心ヲ安スルノ必要ヲ見ルニ至レリ
政府ハ如斯國家の生産事業ニ對シテ相當ノ保障ヲ其當業者ニ與フルト同時ニ亦地方人民之利害ニ深厚ノ注意ヲ加フルヲ要ス故ニ若モ如斯ノ紛擾ヲ開タニ當ツテハ最モ迅速ニ最モ精確ニ其原因ヲ調査シ若シ眞ニ煙害ノ事實アルヲ認めカモ如シテ救済ノ方法ヲ命シ若シ之レナクハ宜シク地方人民ニ諭告シ以テ紛擾ヲ永遠ニ杜絶セサル可カラズ救済ニ在リ時日ヲ空過シテ地方ノ紛擾ヲ殘カ如キ縣下利害ノ關係ストコロ誠ニ淺カラサルナリ依テ速ニ調査相成度其事實ヲ陳テ縣制第十九條第二項ニ依リ縣會ノ決議ヲ以テ此段建議候也
明治三十年十二月六日
議 長 清水 隆德

內務大臣伯耆村山資紀殿
煙害狀況
一 一般耕作被害アリ芋大根ノ如キハ根ニ入ラス蔬菜類生育セス故ニ農民等ハ他ノ村落ヨリ賣ニ來ルモノヲ日々購求スルノ有様ナリ畑地ハ既ニ荒蕪ニ萎セムモノアリ
一 苗代地繁殖ノ際其苗葉赤色斑文ヲ生ス
一 屋瓦及漆喰ハ漸々赤色ニ變シ漆喰ノ如キハ自然剝脫シ易シ海岸石垣ニ至ル迄赤變ス
一 柿梨石櫚 柑橘類其他果樹漸次其結實ヲ減シ終ニ枯死スルモノアリ偶々結實セルモノハ其表皮黑ク汚レ堅クナリ中ニハ皮裂ケテ肉質張り出ツルモノアリ石櫚 梨 柿ノ如キハ全ク結實ヲ見ス
一 松樹如キハ終リ延ビ難ク其葉黃赤色ヲ來タスモノ多シ就中枯死スルモノアリ
一 三三三年來ノ墓碑文字讀ミ難キ迄甚ムシタリシモノ其苦澁ク剝落シテ洗ヘルカ如クナレリ
一 降雨ノ際屋上ノ點滴泉水ニ落テ鯉鰯金魚ノ類悉ク死ス
一 桑葉繁茂セス養蠶亦臭煙ニ襲ハレハ忽チ不結果ヲ生ス
一 近年本村ニ呼吸氣病多シ
一 煙害村落ノ稻作ハ其遺目方輕ク緩性ヲ失フテ繩綱其他魚貝ニ適セサルヲ以テ悉ク他村落ヨリ購求ス其根モ目方輕ク從テ米モ粒張り惡シクシテ其實脆ク光澤少ク春キテ碎ク易ク依テ其價格ハ常ニ他村落ヨリ石ニ付一圓以内ヲ劣レリ
一 從來下買ト名ケ小作間互ニ其小作地ヲ讓與スルノ際代價ヲ收メリ其額上田一段歩ニ付三十四五圓下田一段歩ニ付十圓位ヒナリシカ近來農業ノ收益ヲ以テ其勞役ニ報フルニ足ラス農業衰微ノ極ニ達セリ故ニ下買ノ如キモ煙突ヨリ比較的遠距離ノ上田漸ク十四五圓中以下ハ無償ニテモ望ム者ナキ有様ナリ
一 被害村ト他部落トノ概及藪ノ目方比較スルニ
他 部 落 被害村 比較 減 摘 要
乾燥シタル 乾田 二百六十畝 二百三十四畝 三 十 畝 被害村ノ概ハ大體ニ於テ空氣多ク濕クノ目方ナリ
第一 一段歩ニ付(乾田 百廿畝 六十三畝 五十七畝 被害村ノ藪ハ目方輕キノミナラス從テ緩性少ク切レ易シ
至明治三十三年十二月三十一日新居濱村平均收穫調查表
新居濱村平均收穫調查表

年 度	平均 收穫	實 收	被 害	額
二十二年	同	一石九斗九升九合九勺	一石	九升六合八勺
二十三年	同	一石九斗三合二勺	一石	九斗一合六勺
二十四年	同	一石九斗一升八合四勺	一石	九斗一合六勺
二十五年	同	一石七斗八升八分四勺	一石	七斗一合六勺
二十六年	同	一石一斗九升七合九勺	一石	一斗一合六勺
二十七年	同	一石九斗九升五合四勺	一石	九斗一合六勺
二十八年	同	一石三斗三升一合四勺	一石	三斗一合六勺
二十九年	同	一石二斗四升八合八勺	一石	二斗一合六勺
三十年	同	一石九斗三合八勺	一石	九斗一合六勺
三十一年	同	一石四斗一升七合三勺	一石	四斗一合六勺
三十二年	同	六斗八升五合六勺	六斗	八升五合六勺
三十三年	同	八斗四升三勺	八斗	四升三勺
合計	二十四石	一石三斗六升八合三勺三才	六斗三升一合六勺	六斗三升一合六勺

前表ニ依リ二十六年以後三十三年迄八箇年間ノ減收穫ハ一箇年平均一段歩ニ對スルハ八斗九升八合六勺此損害累計一段歩ニ對スル七石一斗八升九合四勺
三九九

官報號外 明治三十五年二月二十六日 衆議院議事速記第十九號 質問ノ理由ニ付キ鈴木重遠君ノ演說

「鑿成々々」ト呼フ者アリ

ヲ設ケルト云フト、參加人總テガ連署ヲスルト云フ、煩累ヲ省クノデゴザイマスガタメニ、此便法ヲ聞イタノデゴザイマス、耕地整理法ニ目下關係シテ居リマスル府縣ハ、二府二十四縣デゴザイマシテ、其整理ヲ要シマスル段別ハ約五十万町歩バカリデゴザイマス、之ニ要スル所ノ費用ハ約五十万圓バカリデゴザイマス、然ルガ故ニ此簡便法ヲ開イタノガ、本案ノ要旨デゴザイマス、斯ノ如ク耕地整理法ニ改正ヲ致マスル以上ハ、關聯致シマシテ現行農工銀行法ノ條項ヲ、改正シナケレバナラスノデゴザイマス、即チ本案「又ハ整理委員ガ規約ノ定ムル所ニ依リ借用ヲ申出タルトキ」ト云フ事柄ヲ、現行法ノ第六條第四號中ニ挿入スルノデゴザイマス、是ハ即チ前ニ申述ベマシタル如ク、耕地整理法ノ現行法ヲ改正スルガタメニ、關聯シテ斯ノ如クシナケレバナラス事柄デゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ、全會一致ヲ以テ本案ヲ可決致シマシタ次第デゴザイマス、此段報告ヲ致シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 本案ハ讀會省略ヲ以テ確定アラント望ミマス

○議長(片岡健吉君) 兩案トモデアリマスカ

○恆松隆慶君(二百二十四番) 兩案トモ

○議長(片岡健吉君) 兩案トモ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、採決ハ一案毎ニ致シマス、議事日程ノ第二農工銀行法中改正法律案、是ハ原案通テ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

確定議

農工銀行法中改正法律案

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通確定致シマス

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第三耕地整理法中改正法律案、是モ原案通テ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

確定議

耕地整理法中改正法律案

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス、次ハ議事日程ノ第四臺灣ニ在勤スル巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、花井卓藏君

(臺灣ニ在勤スル巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出))

第一讀會ノ續(委員長報告)

○花井卓藏君(二百八十三番) 諸君、本案ニ關スル委員會ノ成績ヲ報告致シ

(花井卓藏君演壇ニ登ル)

マス、本案ニ對シマシテハ、明治二十九年法律六十三號ト關係ヲ有スル點ニ於テ、委員會ニ於キマシテハ數回ノ審議ヲ經シタノデアリマス、第一ニ委員會ニ於テ決定致シマシタコトハ、元來此本案ノ如キモノハ、六十三號ニ依ッテ授ケラレタル權限ニ於テ、臺灣總督府自ラガ法律ニ代ルベキ命令トシテ、作リ得ラルベキ性質ノ法案デアアル、然ルニ臺灣總督ニ於テ、此授ケラレタル委任ノ權限ト云フモノニ依リマシテ、命令ニ依ッテ作ルコトヲ爲サズシテ、而シテ、議會ノ協賛ヲ受クルニ至ルト云フ事柄ハ、甚ダ疑似ノ感ガ起ルデハナイカト云フノガ、第一ノ要點デアッタノデアリマス、然ル處段々詮議ヲ致シテ見マスルト、元來委任ナルモノハ所謂委任デゴザイマシテ、拋棄デハナイノデアアル、立法權ヲ拋棄シタルモノデハナイ、立法權ヲ委任シタルニ外ナラヌ、極ク輕キ性質ノモノデアアルガ故ニ、委任命令ノ權ヲ臺灣ノ總督ニ與ヘタルバトテ、之ヲ與ヘタル帝國議會ガ、此本案ノ如キ案ニ協賛ヲ與フルノ權能マデモ、棄テタモノデハナイ、奪ハレタモノデハナイ、詰リ六十三號ノ授ケタル權限ニ依ッテ、是等ノ法案ヲ作リ得ナイノハ、偶、以テ六十三號ノ運用ノ拙ナルコトヲ表明ヲシ、併セテ帝國議會ノ有スル所ノ根源ノ立法權ト云フモノヲ、回復スル所以ノ第一段ノ歴史ニ屬スルガ故ニ、差支ナク此問題ニ對シテハ、本會ニ於テ協賛ヲ與フベキモノデアルト云フコトニ、決定ヲ致シマシタ、即チ臺灣ニ於ケル立法ト云フモノハ、凡ソ二種ニ別タレテ居ルノデアアル、此案ニ依リマシテ二種ノ立法ノ方法ノアル事柄ガ、明白ニナッタノデアアル、其一ハ正則ノ立法方法、即チ本會ニ於テ協賛ヲ與フベキ立法方法、其二ハ變則ノ立法方法、六十三號ニ依ッテ授ケラレタル權限ニ依ッテ、總督自ラガ委任ニ依リ立法スル部分ニ屬シテ居ルノデゴザイマス、固ヨリ正則ノ立法方法ハ變則ノ立法方法ヨリ優等ナルコト、論ヲ俟タヌ筈デゴザイマスカラシテ、本會ニ於キマシテモ、政府ガ段々ニ一步ヨリ變則ノ立法ト云フモノヲ、事實ノ上ニ於テ棄テ、而シテ此正則ノ立法ノ方ニ向フト云フノ方針ヲ取ッタト云フ事柄ハ、寧ろ嘉シテ、而シテ六十三號ノ運用ノ極テ拙ナルト云フ事柄ヲ、承了致シマシテ、此問題ニ對シマシテハ異議ナク協賛ヲ與ヘベキモノデアルト云フ——正則手段ニ依ッテ與ヘベキモノデアルト云フ事柄ニ、決定ヲ致シマシタ、ツレカラ、第二ニハ、明治三十四年七月二十五日法律第三十八號巡查看守退隱料及遺族扶助料ト題セラレテゴザイマス法律ト、此法律トノ關係ニ附イテ、疑點ガ起ッタノデアアル、即チ此法律ハ矢張三十四年ノ第三十八號ノ法律ヲ補充シタルモノデアアル、或ハ之ヲ改正シタルモノデアアル、全ク其法律トハ獨立シタル法典デアアルカト云フ事柄ニ附キマシテ、爭ガ起リマシタノデアリマス、政府者ノ言フ所ニ據リマスレバ、是ハ獨立シタル法案ニナッタハ居ルケレドモ、其内容ニ至リテハ、三十八號ト互ニ牽聯シテ離ルベカラザル筋ノモノデアアル、ソレ故ニ名ハ獨立ノ法案ナリト云フト雖モ、實ハ三十八號ノ補充法若クハ改正法ト名クベキ性質ノモノデアルト云フコトノ、答辯ヲ得タノデゴザイマス、ツコデ色々調査ヲ致シテ見マスルト云フト、幾分カツレ等ノ形迹ノ見ルベキ點ガアル、形迹ノ見ルベキ點ガゴザ

イマスカラ、委員會ニ於キマシテハ、此法案ト云フモノハ、帝國議會ニ於テ正則ノ立法方法ニ依ッテ協賛ヲ與ヘタル、明治三十四年法律第三十八號ト、互ニ離ルベカラザル關係ヲ有スル、離ルベカラザル關係ヲ有スルト云フノハ、此三十八號ト云フモノハ、内地ノ巡查看守ノミニ行ハ、法律ニ依リ、而シテ本案ハ臺灣ノ巡查看守ノミニ行ハ、然ルニ此年限ノ加算方法其他ト云フモノハ互ニ聯絡シテ解釋ヲシナケレバナラヌヤウナ、情態ニ相成ッテ居リマスカラシテ、此度出マシタ所ノ法案ト云フモノモ、矢張内地並ニ臺灣ノ領土共通ノ性質ヲ有スベキ法律デアルト云フ事柄ニ見ルノガ必要ト認メマシタ、而シテ斯様ニ認メルト云フト、矢張正則ノ立法手段ト六十三號トノ間ニ、一ノ蟠リガ生ズルノデアアル、即チ法律ノ關係ガ、内地並ニ臺灣ノ領土ニ跨リタル場合ニ於テハ一部ハ正則ノ立法手段ニ依リ、一部ハ變則ノ立法手段ニ依ルト云フ事柄ハ、却ッテ錯雜ヲ來スノミナラズ、此間ノ委任權限ニ於テ大ナル爭ガ出來ルト云フ事柄ハ、甚ダ面白クナイノデアアル、斯ノ如キ場合ニモ矢張優等ナル權利ハ劣等ナル權利ト云フモノヲ吞ムト云フ方針ヲ採ラナケレバナラヌ、共通ノ性質ヲ要スベキ場合ニハ、本則ニ立戻ッテ、六十三號ニ委任ヲスルト云フ事柄ノ上カラシテ、是ハ全ク除却シテシマッテ、斯ノ如キ兩々對峙シタル場合ニ於テハ、正則ニ立法シタ、即チ帝國議會ニ於テ協賛ヲ與フルト云フ、優等ノ立法權ニ立戻ルト云フ事柄ガ、相當デアルト云フノデ、本案ニ向ヒマシテ、協賛ヲ與フルト云フコトハ、少モ差支ナイト云フコトニ決定ヲ致シマシタ、ツレカラ第三ニ於キマシテハ、彼ノ有名ナル法律六十三號ノ第五條ニ、現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ、其全部又ハ一部臺灣ニ施行スルヲ要スルコトハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムト掲ゲラレタル、此五條ノ解釋ニ於キマシテハ、臺灣ノ當局ガ今日マデ執リ來リシ點ニ附イテ、委員會ハ大ニ疑ヲ起シタノデアアル、併ナガラツレ等ノコトハ省キマシテ、直接ニ此本案ニ關シマシテハ、斯樣問題ガ起ツタノデアアル、本案即チ此法律案ト云フモノガ可決セラレテ、而シテ法律ト爲リ法律ト爲リタル曉ニ於テハ、臺灣總督——臺灣總督デハゴザイマセヌ、政府ハ別段ナル勅令ニ依ッテ、臺灣ニ施行スルコト云フ事柄ヲ製定ヲスルコトニ、其方針ヲ取ルノデアアルカ、或ハ又此法律ガ直チニ行ハルベキ趣意ニスルノデアアルカ、六十三條ノ五條ニ所謂將來發布スル法律ト云フノガ、即チ此種ノ如キモノヲ指示スノデハナイカ、此法案ノ如キモノヲ指示サレルノデアアルカ、若シ然リトシタナラバ、之ヲ臺灣ニ施行スルニ當ッテハ、別段ニ勅令ト云フモノニ依ッテ、定メナケレバナラヌデハナイカト云フコトニ附イテ、政府者ト爭ツタノデゴザイマス、所ガ政府者ノ曰ク、臺灣ニ施行スベキコトニ定メラレタル部分ニ關シテハ、五條ニ所謂將來發布スル法律ナリト雖モ、勅令ノ手續ニ依ッテ之ヲ公布スルト云フ事柄ハ、ヤラナイ慣例ニナッテ居ルト云フ答辯ヲ得ナイノデゴザイマス、此答辯ノ相當ナルヤ否ヤハ姑ク措キマシテ、免ニ角帝國議會ニ於テハ、臺灣ニノミ特ニ行フベキ、法律ト云フモノヲ、作成シ得ベキ權能ノアルト云フ事柄ハ、唯今ノ答辯ノ裏面ニ於キマシテ、證明セラレテ居ル、帝國議會ニ

於テ臺灣ニノミ行フベキ法律ヲ、總ベテノ場合ニ六十三號ノ五條ノ手續ニ依リヲ要セヌト云フ答辯ハ、取リモ直サズ總督府ノ力ニ依ラズシテ、臺灣ニ六十三號アリト雖モ、正則立法ノ出來得ベキ事柄ヲ證明セラレタル答辯ト看做シマシタ、寧ロ此答ト云フモノハ、好意ヲ以テ迎ヘマシタ次第デゴザイマス、斯ノ如クニシテ第五條ニモ抵觸セズ、又第五條ニ基ケル勅令ニ依ルノ手續ヲモ要セズシテ、本案ト云フモノハ直チニ法律力——效力ト云フモノヲ發輝サレルモノデアアルト云フコトニ、認メタノデゴザイマス、以上三點ノ理由ハ、委員會ニ於キマシテ、前後數回ニ於テ爭ハレタコトデゴザイマス、寧ロ規定ノ内容ト云フヨリハ、此方面ノミニ於テ爭ハレタノデゴザイマス、而シテ委員會ニ於テハ更ニ小委員會ヲ設ケマシテ、其小委員會ハ二人デ、所謂小委員會ノ二人ハ滿場一致ヲ以テ之ヲ迎ヘル事柄ニナリマシタ、委員會本會ニ於キマシテモ、亦此理由ヲ以テ本案ト云フモノハ、迎ヘルト云フ事柄ニ決定致シタ次第デゴザイマス、御參考ノタメニ申上ゲテ置キタイト云フノハ、第十三帝國議會ニ於テ、臺灣總督府法院ノ判決ニ對シテ、大審院ノ裁判權ニ關スル法律案ト云フ法律ガ出タノデゴザイマス、是ハ矢張内地ト臺灣トノ共通ノ法律デアルト云フコトデゴザイマシタガ、議會ニ於キマシテハ、斯ノ如キモノハ六十三號ノ力ニ依ッテ出來得ラルベキモノデアルト云フノデ、否決セラレタカノ如クニ私ハ記憶シテ居リマス、即チ以上ノ理由ニ依リマシテ、本案ハ決定致シマシタノデゴザイマスガ、其決定セラレタル内容ノ御觀察ヲ願ヒマス云フト、或ハ六十三號ノ勢力論ニモ、響キヲ持ツト云フ考ヘヲ有チマシタカラ、委員會ハ鄭重ニ審議ヲ致シタノデゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス、相當ノ御表決ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 本案ハ花井君ノ如キ法律家ガ委員トナッテ、緻密ニ調査セラレテ、委員長ノ調查報告ハ實ニ長タラシウ述ベラレマシタガ、免ニ角此ハ委員會ニ於テモ全會一致デ可決シ、其委員長ノ報告演說ノ如何ニ拘ラズ本問題ニハ滿場異議ハナカラウト思ヒマスカラ、議會省略デ之ヲ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 議會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議會ヲ省略スルコトニ致シマス、本案ハ委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

臺灣ニ在勤スル巡查看守退隱料及遺族扶助料ニ關スル 確定議
法律案

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通過シマス、次ニ議事日程ノ第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマス、農商務大臣平田東助君

第五 製鐵所据置運轉資本ニ不足ヲ生スル場合ニ 第一讀會

時借入ヲ爲スヲ得ル法律案(政府提出) 製鐵所据置運轉資本ニ不足ヲ生スルトキハ一般會計ヨリ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入ヲ爲ストキハ製鐵所作業會計ニ於テ之ヲ歲入ニ編入シ返償スルトキハ之ヲ歲出トシテ拂出スヘシ

(農商務大臣平田東助君演壇ニ登ル)

○農商務大臣(平田東助君) 本案提出ノ理由ニ附イテ一言致シ置キマスルガ、製鐵所ノコトニ附キマシテハ、豫算委員會ニ於キマシテモ、段々述ベテ置キマシテ次第ゴザイマスルガ、此製鐵所ノ運轉資本ハ、元ト四百五十萬圓ノ金額ヲ以テ、始メマシタノデゴザイマス、然ルニ創立費ノ豫算ニ不足ヲ告ゲマシタメニ、製鐵所ノ設備上ニ於テモ甚ダ不完全ノ所モアリ、且ツ又職工其他經驗ノ未ダ十分ナラザルガタメニ、甚ダ遺憾ナガラ豫期ノ效ヲ收ムルコトガ出來ズ、從テ現今ノ豫定ニ依リマスルト、本年度内ニ於テ此資本額ノ上ニ減損致シマスル金額ガ、殆ド百十七萬圓バカリニ上ボラウト考ヘテ居リマス、斯ノ如キ有様デゴザイマシテ、四百五十萬圓中ノ殘額ガ、本年度ノ末ニ至リマシテハ、三百三十三萬圓ト云フ金額ニナリマスル次第デアリマスルガ、然ルニ此三百三十四萬圓ノ金額モ、現今ノ有様ニテハ設計ガ未ダ十分セズ、未ダ熟練ヲ經ザルガタメニ、製品ガ十分ニ出來ルト云フ譯ニハ參リマセヌ、是等ノ次第ニ依ッテ、是等ノ金額ハ多クハ皆原料又ハ其他半製品ト爲ッテ、殘ッテ居ルト云フ有様ニナッテ居リマス、斯ノ如キ次第ニ依ッテ、來年度ノ初ニ至リ、殘額ノ据置運轉資本ノ金額ハ、凡ソ十五萬圓位ノモノニナルデアラウト考ヘテ居リマス、然ルニ三十五年度ニ於テ作業致シテ參リマスル所ノ物品ハ、凡ソ四萬五千噸ノ計畫ヲ致シテ、既ニ之ヲ豫算ニ上セテ提出致シテ置キマシタ次第デアリマスルガ、此四萬五千噸ノ鋼材ヲ造リマスルニ附イテハ、是マデ持ッテ居ル所ノ原料ヲ、成ルベク使ヒ、他ニ求メルコトハ之ヲ避ケ、十分ニ節約ヲ加ヘテ、此經營ヲ致シテ參ル積デ、豫算ヲ編成致シテアリマスルガ、此四萬五千噸ノ製品ニ要シマスル所ノ金額ガ、凡ソ四百四十六萬餘圓ニナル計算デゴザイマス、然ルニ既ニ前ニ申上ゲマシタ如ク、年度ノ初ニ於テ餘額ノ金額ガ、僅カ十五萬ニ過ギナイヤウナ有様デアリマシテ、右申上ゲル所ノ四百四十六萬圓ノ歲出額ニ對照シテ見マスルト、其不足ノ金額ガ四百二十萬餘圓ト云フコトニナリマス、故ニ三十五年度ノ經營ニ於キマシテハ、年度内ニ製造ヲ致シマスル所ノ品物ヲ、一方ニ販賣致シマシテ、即チ之ヲ歲入ニ入レテ以テ作業ヲ致シテ參ル等デアリマス、所ガ奈何セン斯ク製造ヲ致シテ參ル品物ヲ、直チニ之ヲ金ニ換ヘルト云フ譯ニハ參ラズ、實際ニ於テハ多少ノ日子ヲ費シテ、而シテ始テ此金額ヲ回收スルコトハ、已ムヲ得ヌ次第ニナリマス、加之今日ノ民間ノ商慣習ニ依リマスルト、所謂數箇月ノ後ヲ待ッテ始テ販賣シタ所ノ金員ヲ回收スルコトガ、出來ルト云フヤウナ次第ニナッテ居リマスノデス、故ニ直ニ之ヲ金ニ換ヘルト云フコトハ、營業上ノ慣習

トシテ出來兼ヌルノデゴザイマス、此ノ如キ實況デ、三十五年度内ニ資金ヲ換ヘテ、回收シ得ベキ金額ヲ豫定致シマスルト、凡ソ二百四十四萬圓ノ金ヲ回收スルコトガ出來ヤウト思ヒマス、即チ之ヲ來年度ノ作業豫算ノ歲入ノ中ニ組込ムコトガ、出來ヤウト考ヘテ居リマス、然ルニ前ニ申シマシタ通、四百四十六萬圓ノ資本ヲ以テ、而シテ始テ四萬五千噸ノ製造ガ出來マスノデゴザイマス、差引百九十九萬圓程ノ金額ガ、茲ニ不足ヲ生ズルノデゴザイマス、誠ニ此製鐵所作業ノ上ニ於テハ、甚ダ遺憾ノ次第デゴザイマスガ、實況右ノ次第デゴザイマス故ニ、若シ此作業ノ資本ガ補フ所ナイト云フコトニナリマス、斯ク相成リマシテハ、實ニ國家ノ經濟ニ於テモ至大ノ損失ヲ增加致シマスルノミナラズ、又此製鐵ノ上ニ於テモ、即チ一箇年空シク日月ヲ經過シナケレバナラヌト云フ次第ニナッテ居リマスノデ、一方ニ於テハ製鐵所ノ前途ノ經營ニ附イテ、十分ニ調査ヲ致シマシテ、完全ヲ期シマスルト同時ニ、一方ニ於テハ現在ノ儘此事業ヲ繼續シテ參ッテ、轉タ損失ヲ重ヌルト云フ憂ヲ、成ルベク避ケタイト云フ考慮ヨリ、即チ此案ヲ提出致シマシテ、國庫ヨリシテ、一時借入金ヲ爲スト云フコトノ案ヲ茲ニ提出致シマシテ、御協賛ヲ仰グ次第デゴザイマス、何卒諸君ノ御協賛ヲ冀ヒマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、議事日程ノ第六ニ移リマス、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シマシテ、御異議アリマセヌカ

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

○多田作兵衛君(二十番) 緊急動議ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 緊急動議ノ趣意ヲ簡短ニ……

○多田作兵衛君(二十番) 昨日政府ヨリ提出致シマシタ衆議院議員選舉法中改正法律案デゴザイマス、是高崎外十市ニ代議士ヲ出ス權利ヲ與ヘル法案デゴザイマス、是ハ憲法附屬ノ法律デアッテ、隨分大切ナモノト私ハ信ジマス、會期モ大ニ切迫ヲ致シマシタ故ニ、本日此議事ノ一讀會ヲ開キマシテ、調査委員ヲ選舉シ、調査ニ著手致シタウゴザイマスカラ、日程ノ變更ヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

(加藤政之助君) 日程變更ニ贊成ヲ致シマス「ト呼フ」

○議長(片岡健吉君) 多田作兵衛君カラ議事日程ノ變更ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ日程ヲ變更致シマス

ニ御尋シタイ、此市ノ内デ自然ニ人口ノ増加シタモノハ別物ト致シマシテ、人爲ヲ以テ増加致シタト云フ所ノ方デス、サウシマスルコト云フト、郡部ノ町村ヲ割イテ市ニ合併シタト云フコトニナル、郡部ノ町村ヲ割イテ市ニ合併スルコト云フコトニナレバ、一方ノ市ガ人口ノ増加スルコト同時ニ、郡部ノ方ニ於テ人口ガ非常ニ減ズルコト云フコトニナリマス、サウシマスルコト云フト、既ニ此七十三號ニ極メテアル所ノ人口ノ目安ニ於テ、郡部ノ方ハ自然減ラナケレバナラヌト云フ、理窟ニナラズテ來ルノデアアル、即チ濱市ノ如キモノハ、郡部ノ方ノ人口ヲ減シテ、而シテ市ノ方ヘ加ヘタノデアリマスルカラ、郡部ノ方ノ議員ノ數ヲ減ズルコト云フコトハ、當然ナノデアアル、然ルニ郡部ノ方ノ數ヲ減ゼシテ、而シテ市ダケ殖スト云フ所ノ理由ハ、ドウ云フ理由デゴザイマスルカ、一應御聞申シタイ

○政府委員(山縣伊三郎君) 御答シマスガ、郡部ノ方ハ格別異動ハアリマセヌノデ、別ニ變更致シマセヌ、是ガマ一ツノ理由、ツレカラ一ツハ既ニ機關——代議機關ガ備ハツテ居リマスルカラ、此度ノ改正ヲ要スル趣旨ハ、即チ未ダ代議機關ノ備ハラヌ市ヲシテ、獨立サセルト云フ意味デゴザイマスルカラ、其邊デ御分リニナラウト思ヒマス、ツレカラ今ノ郡部ノ方ヲ減シタガ故ニ、郡部ノ方ノ議員ヲ減ズル譯ニナラネバナラヌト云フヤウナ、御尋デアリマシタガ、是モ其極僅カナ違デアリマスルカラ、段々機關ガ備ハツテ居ルモノヲ、之ガタメニ此際減ズルト云フノモ穩ナラヌト思ヒマスルノデ、是ハ此儘ニ置イタノデアリマス

○安藤龜太郎君(二十二番) 政府委員ニ御尋シマスルガ、唯今ノ御答辯ニ依ルト、市部ハ種々ノ事情ニ依ツテ人口ハ増加スルケレドモ、郡部ハ比較的增加セヌカラシテ此改正ヲスル必要ハナイト云フヤウナ、御答辯デアリマシタガ、本員ハ之ニ反シテ市部ニ人口ガ増加シマシテモ、將來此郡部モ亦隨分比較的人口ハ増加スル場合アラウト思フ、其一々事情ヲ申シマスルコト長クナリマスカラ、茲ニ置キマスルガ、免ニ角ニ私ガ第一ニ政府委員ニ御聞申シタイノハ、理由書ニ於テハ「少クとも十年間ハ人口増減ノタメ是ヲ更正セサラントス」ト、斯ウ云フヤウナコトガアリマスルカラ、是ハ一ノ形式ノ文句ト見テモ、宜シイガ、併シ此本案ニ依リマスル「本表ハ選舉區ノ人口ニ増減ヲ生スルモ少クとも十年間ハ是ヲ更正セス」トアル、何ヲ以テ十年間ハ人口ノ増減ヲスルトモ、是ヲ更正セヌト云フ御意見ヲ立テラレタデアルカ、其邊ガ本員ハ甚ダ怪ム所デアアル、市ニ於テモ郡ニ於テモ、此人文ノ發達スルニ從テ、又實業ノ獎勵發達スルニ從テ、必ズ人口ノ増減ガアラウト思フ、然ルニ十年間ハ之ヲ更正セヌト云フ標準ハ、何ニ依ツテ立テラレタカ、此點ヲ本員ハ甚ダ怪ムノデアリマスルカラ、明ニ御答辯ヲ請ヒマス

○政府委員(山縣伊三郎君) 唯今ノ御尋ハ先刻確カ望月君カラノ御尋ト同一ノヤウニ思ヒマスルデ、別ニ御答スルニ及ブマイカト存ジマス

(安藤龜太郎君「何デス、十箇年ト云フ標準ハ」ト呼フ)

○田邊爲三郎君(二百八十七番) チョット質問致シマス、政府ハ度々當議會ニ出テモ説明シタコトゴザイマス、憲法附屬ノ法律ト云フモノハ、容易ニ改正スベキモノニアラズト云フコトハ、數回明言サレテアル、然ルニ此明治三十三年ノ七十三號ノ法律ト云フモノハ、改正以來未ダ實施期ニモ達セザルモノデアアル、然ルニモ拘ラズ、早ヤ此本表ニ就イテ改正ヲセバナラヌト云ウテ、此案ヲ出シタノハ、平素政府ガ主張スル所ノ趣旨トハ、大ニ齟齬シテ居ル、此事ニ附イテハ政府ハ何等ノ理由ヲ以テ、斯様ナル變更ヲ試ルノデアアルカ、本案ノ中ノ最末項ニハ、最前ヨリ度々質問ノアル通り「本表ハ選舉區ノ人口ニ増減ヲ生スルモ少クとも十年間ハ之ヲ更正セス」ト云フ、是ガ即チ政府本來ノ主張デアアル、是ガ即チ政府ガ從來唱ヘ來タ所ノ本旨デアアル、果シテ然ラバ何ガ故ニ斯ウ云フ風ニ改正スル必要ヲ生ジタデアルカ、此點ニ附イテ明瞭ナル答辯アラシコトヲ望ミマス

○政府委員(山縣伊三郎君) 固ヨリ容易ニ之ヲ改正スルコトハ致サヌ積デアリマスル、併シ本表ハ未ダ實施ニナツテ居リマセヌカラ、其實施前ニ當ツテ必要ヲ認ムルモノハ之ヲ改正シテ差支ナカラウト思ヒマス

○山内吉郎兵衛君(百三十七番) 抑代議士ヲ選出スルニハ、人口ヲ以テ計算スルト云フコトガ、七十三號ノ基礎ニナツテ居ル、本案ニ於テハ十年間之ヲ更正セヌト云フコトニナレハ、本文ト牴牾スル嫌ヒハナイカ、本文ハドウスル積デアアルカト云フコトヲ、質問致シマス

○工藤行幹君(百二十六番) 此十年間増減ヲ生ズルモ據置クト云フコトデアアル、若シ郡ノ内カラ町村ガ新ニ市ト爲タ所ガアツテモ、十年間ハ動カサヌ獨立セシメナイデ、矢張十年間ハ元ノ通、組入レテ置ク積デアリマス

(政府委員內務總務長官山縣伊三郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(山縣伊三郎君) 唯今ノ第一ノ御尋ニ御答シマスガ、必ズ人口ヲ標準トシタト云フ譯デアリマセヌガ、先ヅ市ハ三万以上、郡ハ十三万ト云フコトニナツテ居リマス、ツレデ別段牴牾スル所ハナイト思ヒマス、ツレカラ少クとも十年ト云フハ、是ハ或ハ是非改正セネバナラヌト云フ必要ガアレバ、之ヲ改正スルコトモアリマセウガ、先ヅ少クとも十年ハ改正セヌ、斯ウ云フ趣意デアリマス

○工藤行幹君(百二十六番) 新ニ市ト爲タ所ガアツテモ、獨立セシメナイノデゴザイマスルカ、町村ノ中カラ今後十年ノ内ニ、市ト爲タ所ガアツタラドウシマス

○政府委員(山縣伊三郎君) ツレ等ハヤラヌ積デアリマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 委員付託ニナツテ宜シイ

○議長(片岡健吉君) 是ハ政府案デゴザイマスルカ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ガアリマセヌカ

右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

○多田作兵衛君(二十番) 議長指名ノ特別委員ハ直チニ指名下スツテ、サウシテ直チニ委員長理事ノ選舉ヲ願ヒタイ

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 唯今ノ委員指名ノ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

多田 作兵衛君 石谷 董九郎君 大久保 鐵作君

堀家 虎造君 栗原 亮一君 佐々木 正藏君

木村 誓太郎君 伊藤 直純君 島田 三郎君

○議長(片岡健吉君) 委員ニ指名致シマス諸君ハ、直チニ委員長理事ノ選舉ヲセラレンコトヲ希望致シマス、議事日程第七關稅定率附屬輸入稅表中改正法律案貴族院回付

第七 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(本院提出、貴族院回付)

〔政府委員大藏書記官若槻禮次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 貴族院ヨリ回付ニナリマシタ本案ハ、本院提出案ニ施行規則ヲ付セラレタダケデゴザイマス、關稅定率ノ改正ハ關稅定率法第七條ニ依ツテ、六箇月以前ニ公布スルニ云フ規定ニナツテ居リマス、然ルニ本院ノ提出案ニ據リマスルニ云フト、施行期限ガゴザイマセヌカラ、其法律ノ規定トノ調和ガ、少シク足りナイ所ガアツタヤウデゴザイマス、此點ヲ貴族院ガ修正ヲ加ヘラレタノデゴザイマスカラ、成ルベク此貴族院ノ修正ノヤウ御決議ニナルコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是ハ協議會ヲ開ク必要ガゴザイマセヌ、貴族院ノ修正ニ同意スベキモノナリト、決セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ修正ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマス、議事日程第八明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告、鯨島相政君

第八 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案(中村 第一讀會ノ續(委員長報告))

彌六君外三名提出

○鯨島相政君(二百七十五番) 本員ハ中村彌六君外三名ヨリ提出サレマシ

タ、明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案ノ、特別委員會ニ於ケル結果ヲ報告致シマス、此改正法律案ナルモノハ、現ニ制限主義ニ依ツテ成立致シテ居リマスル所ノ、新選舉法ニ對シテ、第一普通選舉法ニスルコト、第二選舉被選舉人ノ年齡資格ヲ擴張スルコト、云フ、此二條件ガ骨髓ニナツテ居リマス、即チ被選舉人ノ年齡滿三十年以上トアリマスルノヲ、滿二十五年以上ト爲シ、選舉人ノ年齡二十五年以上トアリマスルノヲ、滿二十年以上ト爲シ、其納稅資格ヲ全廢致シマシテ、全然普通選舉法ニ改正致シタイト云フ精神ナノデゴザイマス、是ハ頗ル重大ナル所ノ問題デゴザイマスルガ、問題ガ重大ナル程、議論ハナカッタノデゴザイマス、唯提案者ノ一人中村彌六君ヨリ、提出ノ理由ヲ述ベラレマシテ、之ニ對シテ山口熊野君ガ反對意見ヲ述ベラレタダケデゴザイマス、其反對ノ理由ハ成ル程此法案ノ精神ニハ、勿論反對ハ致サナイ、併ナガラ今日我邦一般ノ智識ノ程度ヨリ觀察ヲ致シテ見ルト今日遽ニ普通選舉ヲ實行スルコト云フ氣運ニハ、未ダ到達致シテ居ラヌト認ムルノミナラズ、此新選舉法ナルモノハ、本年八月頃ニ至ツテ漸ク實行スルコト云フ位ノモノデアツテ、未ダ一回モ實行シタコトハナイ所ノモノデアル、是等ノモノニ向ツテ直チニ改正ヲ加ヘルコトハ、甚ダ不穩當デアアルガ故ニ、時期尙早シト云フ意味ヲ以テ反對スルト、斯ウ云フ御議論デアッタヤウデアリマス、其外ニハデ其外ニハ議論ガ少モゴザイマセヌカラ、採決ヲ致シテ見マシタガ原案贊成ガ四名、反對ガ四名、即チ正半數ニナリマシタ、是ニ於テ委員長ガ採決ヲ致サナケレバナラナイ場合ニ遭遇致シマシタカラ、委員長ハ否決スベキモノデアルト、採決ヲ致シタノデアリマス、然ルニ少數者ニ於キマシテハ、直チニ少數意見ヲ提出サレマシタカラシテ、本日ハ定テ大氣焰ヲ吐カレコトデアラウト、本員ハ信ジテ居リマス、就イテハ委員會ニ於キマシテモ、今申述ベマスル通、之ヲ否決スベキモノナリト採決致シマシタノモ、其理由等ガ甚ダ不十分ニナツテ居リマスカラ、序デナガラ此席デ其否決致シマシタ理由ヲ、簡短ニ申述ベル必要アリト認メテ居リマス、是ハ無論ノコトヲ申サヤウデゴザイマスルケレドモ、凡ソ法律ハ如何ナル場合ニ制定シ、如何ナル場合ニ廢止スベキモノデアアルカト言ヘバ、即チ必要ニ迫ラレテ制定セラレ、必要止ンデ廢止セラレベキモノデアルト云フト同ジク、既定法律ニ對シテ改正ヲスルト云フニモ、亦其原因ガナケラネバナラヌデアアル、即チ第一法律ガ實地ノ應用ニ適セナイトカ、第二ニハ立法ノ當時ニ隱レタル瑕疵ガ發布後ニ發見セラレタトキデアルトカ、第三ニハ斬新ナル理由ガ法律ニ優ルトキデアルトカト云フトキデ、少クモ此三原因ノ一原因ガナケラネバ、決シテ法律改正ノ理由ト云フモノハ、具備シナイモノト云フトコトヲ、豫テ確信ヲ致シテ居リマス、然ルニ此普通選舉ガ宜シイ、制限制度ガ宜シイト云フガ如キ、其利害得失ノ問題タルヤ、我國ニ於テハ明治八年板垣伯等ガ彼ノ民選議院設立ノ建議ヲサレタ、其當時ヨリ此議論ハ起ツテ居リマスル所ノモノデアツテ、決シテ昨今起ツタ斬新ナル問題デハナイノデアアル、而シテ此

選舉人被選舉人ノ年齡擴張ノ如キハ、選舉法ヲ議スルトキニモ、亦其前ニ改正案ヲ議スルトキニ當テモ、共ニ此當議場ニ現ハレタ所ノ問題デアル、是レ亦新選舉法問題デナイノミナラズ、少數ヲ消滅ニ屬シタ問題デアルノデアアルモ、免ニ角貴衆兩院ヲ通過致シテ帝國ノ輿論ヲ爲リ、法律ト爲テ、今ヤ來ル總選舉ヲ待チツ、アル所ノモノデアッテ、未ダ一回モ實行シタコトハナイノデアアル、宗教家ナラヌ吾々ハ、未來ノコトヲ斷言スルノ勇氣ガナイ否ナ、勇氣ガナイデアハナイ、人間タルモノハ未來ノ利害ヲ判斷スルノ能力ヲ有セヌモ、デアアルカラシテ、此選舉法ナルモノガ、實地ニ適用サレタ場合ニ於テ、如何ナル結果ニ生ズルヤ否ヤト云フコトハ、現在ニ於テハ判斷ノ附カナイ所ノモノデアアル、デ此ノ如ク論ヲ來テ見マスト云フト、此改正法律案ガ毫モ適法ノ原因ナク、又相當ノ理由ヲ具備シテ居ナイト云フコトハ、甚ダ明白デアアラウト、本員ハ思ッテ居ルノデアアル、若シ議論ノミヲ捉ヘ來ッテ、法律ハ如何ナル場合ニ於テモ、制定セラレ、如何ナル場合ニ於テモ改正セラレ又如何ナル場合ニ於テモ、廢止シ得ラル、モノデアアルト云フガ如キ論者ガアルナレバ、吾々ハ之ニ對シテ、立法權ノ濫用デアアルト云フコトヲ絶叫シテ、之ニ反對セザルヲ得ヌノデアアル、抑、立法權ノ濫用ハ、即チ朝政幕令ト爲ルノデアアル、朝政幕令ハ即チ中外ニ對シテ、我立法權ノ信用ヲ失墜セシムルノ原因トナルノデアアル、故ニ委員長ガ本案ニ對シマシテ、否決スベキモノナリト採決ヲ致シマシタノハ、斯ル立法上ノ關係ヨリ之ヲ否決致シタノデアアリマス、デ其内容即チ精神ノ點ニ至リマシテハ、理論上反對ハ致シマセヌ、因テ委員長ハ善意ヲ以テ否決ヲ致シタ次第デアリマスカラ、此段報告致シテ置キマス

○花井卓藏君(二百八十三番) 質問ガアル、唯今ノ報告ヲ承リマスト云フト、鯨島君ノ御演說ノ中ニ、此說ハ決シテ新ラシキ說デハナイ、即チ明治八年ヨリ繼續致シテ居ル所ノ古キ問題デアアル、誠ニ其通デアアル、ソレカラ又其年齡ヲ一年齡ノ範圍ヲ廣クスルト云フ事柄モ、既ニ先年ノ新選舉法ノ場合ニ十分ニ論議セラレタ論デアアル、此點ニ關シテハ本員ガ斯様ナコトヲ記憶シテ居ル、鯨島相政君ガ論壇ニ立タレ、而シテ同點ノ場合ニ於テハ、確カ年少ノ方ヲ取ル方ガ宜イ、或ハ抽籤ニスル方ガ宜イトカ云フ、寧ろ普通選舉法ニ關スル此案ニ伴フ趣意ニ於テ、其論壇ニ立タレタノハ、今尙昨ノ如クニ記憶致シテ居ルノデアアル、デ斯様ニ法案ノ骨髓タル普通選舉ノ問題ト云フモノハ、明治八年ヨリ致シマシテ、今日マデ熱切ツテ居ル、問題デ此ノ如ク熱切ツテ居ル問題ハ外ニナイ、而シテ年齡範圍ノ點ニ於テハ、近キ昨年ニ於テ、今日ノ委員長當時ノ鯨島君ノ御演說ニ於テ、傾聴ヲ致シテ、本員ハ贊成ヲ致シタ一人、然ルニ是等ノ事情ヲ除カレテ、而シテ後ノ論斷ガ甚ダ氣ニ入ラヌ、元來法律ト云フモノハ實行シタケラネバ、利害得失ト云フモノハ明ナラヌノデアアル、故ニ善意ヲ以テ否決ヲシタト、斯ウ言ハレルノデゴザイマスルガ、併ナガラ發布セザル法律ハ、實行ノサルベキ筈ガ常ニナイ、法案發布ノ

當時ニ於テハ、實行ト云フモノハ矢張豫見的ノモノニ屬スルノデ、發布セザル法律ヲ實驗セザルガ故ニ、如何トモスル事柄ガ出來ナイト云フノハ、餘程變ナ理窟ニ考ヘラレル、思フニ鯨島君ノ議論トスレバ、法律ハ草案モ或ル時代ニ於テハ實驗ノ試驗石トシテ施カレテ居ルト云フ、即チ草案ニモ法律トデモ見ラレテ居ルノデハナイカト云フ感モ起ルノデアアル、旁、以テ分ラヌノデゴザイマスルガ、詰リ質問トシテ尋ヌル點ハ、明治八年ヨリ行レ來リタリト雖モ其說ハ行レ來リタリト雖モ、總テノ法律關係ニ於テ斯様ニ經驗ヲ積ミタル、年月ヲ閱シテ居ルモノハナイケレドモ、此案ハ未ダニ當否ガ熟セヌト云フ御議論デアリマスガ、隨分長過ぎハシナイカト考ヘル、ソレカラ年齡ノ點ニ附キマシテハ、先年ノ御議論ハ所謂昨非ヲ御覺リニナッタト云フコトニ、御心得申シテ宜シウゴザイマスガ、委員長ノ報告ニ成ルベク贊成シタイノデアアリマスルニ、且ツ委員長ノ平生ニハ最モ心服致シテ居ル一人デゴザイマスガ故ニ、委員長ヲシテ有終ノ美ヲ濟マサシメタイガ故ニ、昨年ノ善ヲ遂ゲシメタイガ故ニ、此間ヲ發スル、殊ニ善惡ヲ以テ否決スルト云フノハ、殆ド意味ガ分ラヌツレヲ言ハレルダケツレダケ、報告ハ弱イト云フ事柄ニ記憶シテ宜シイゴザイマセウカ、是モ矢張質問トシテ尋ヌマス

○鯨島相政君(二百七十五番) 御答致シマスガ、花井君ノ質問トシテノ今質問ニナリマシタ事柄ハ、全部御議論ト認メマスカラ、答辯致シマセヌ
○議長(片岡健吉君) 中村彌六君、少數者ノ意見ヲ御述ニナリマスガ
○花井卓藏君(二百八十三番) 本案ニ關シテ政府ノ意見ヲ承リタイ
○議長(片岡健吉君) 中村彌六君

(中村彌六君演壇ニ登ル)

○中村彌六君(百十九番) 唯今委員長ノ鯨島君ヨリシテ、御報告ニナリマシタ通、不幸ニシテ此案ハ委員會ニ於キマシテハ否決サレマシタ、而モ是ハ一種ノ否決デアッテ、贊成デアアルケレドモガ否決スル、斯ウ云フ意味ニナルノデアアリマス、私ハ少數意見、寧ろ少數意見ト申シマセズ、半數意見ト云ツタ方ガ相當ダラウト思ヒマス、即チ過半數ノ贊成ヲ得マシタ案デゴザイマス、之ヲ本院ニ於テ可決スベキモノト、半數ノ委員ハ認メテ、諸君ノ御贊成ヲ仰グノデゴザイマス、此案ハ唯今委員長ノ報告サレマシタルガ如クニシテ、選舉權ニ財產ノ制限ヲ置イタト云フノハ、甚ダ我國ノ實情ニモ適セズ、又國家ノタメニモナラズ、又選舉人ノ年齡ニ制限ヲ置キマシタト云フコトモ、餘リ高キニ過ぎル、此要點デゴザイマス、是等ハ唯今丁度委員長ガ述べラレタ如クニ、明治初年ヨリシテ朝野ノ——在野ノ政治家ガ治ヲ論ゼラレタルコトデアリマシテ、殊ニ今日ノ憲政本黨ノ大部分ノ改進黨ノ諸君、又政友會ノ大部分ヲ占メテ居リマス所ノ自由黨ノ諸君ハ、之ガタメニ家ヲ失ヒ財ヲ破リ、或ハ甚シキニ至リマスレバ、鐵憲ノ下ニマデ呻吟サレテ、天下ニ大ニ鼓動サレテ、此事ヲ主張サレタルモノデアアル、諸君ノ此國家ニ對スル所ノ御盡力ニ依ッテ、今日ハデス、此案ガ國民大多數ノ贊成ヲ得テ、此場ニ上ルニ至ッタト云フ

コトハ、此事ニ對シテ盡瘁サレマシタル所ノ當時、今日マダ議席ニモ連テ居
ラレマス所ノ諸君ニ、深ク第一ニ感謝ヲシナケレバナラヌノデゴザイマス、ソ
レデ此反對ノ意見タル、或ハ今日ノ國情ニ適シナイト云フコト、ソレニ對シ
マシテ或ハ教育ノ程度ガドウデアアル、地方ノ自治ノ程度ガ如何デアアルトカ、若
クハ財政ノ鞏固ノ程度ガドウデアアルトカ、總テノ要點ヨリシテ論ジラレマシ
テ、尙ホ早シト云フコト、時宜ニ適セヌト云フコトナラ、論駁スルノ價值
ガアリマスルガ、唯一旦拵ヘタル所ノ法律ガ、實施モシナイデ、謂ハミソレ
ヲ直チニ此處デ改正スルト云フノハ、即チ立法權ヲ濫用スルト云フコトノ、輕
躁ノ謬ヲ免レヌト云フニ過ギザルヤウニ承テ居リマス、是ハ大變ニ例ヲ遠
キニ求ムルニ及バス、極ク卑近ナル例ヲ以テスレバ分ルコトデアアツテ、若シ人
間ガ衣服ヲ拵ヘテ、ソレガ身體ニ適セヌナラバ、之ヲ著用シナイ前ニ拵ヘ直セ
バ宜シイ、家屋ヲ構造シテ居住ニ適セヌ所ガアツテ、改造ガ必要ナラバ、未ダ住
居セザル前ニ於テ之ヲ改造スルガ宜シイ、即チ七十三號ノ法律タルヤ、吾ニ
對シテハ不十分デゴザイマスケレドモ、現行法律ニ對シテハ、或ル一步ヲ進メ
タル所ノ法律ト爲テ、此衆議院デ議決シタニ拘ラズ、貴族院ニ於テ殆ド其必
要ナル點ト云フモノヲ改正ヲ加ヘラレテ、換骨脫胎トモ云フベキ案ニナツテ居
ルノデゴザイマス、サウ云フ案、其物自身ガ既ニ衆議院ノ意志ヲ充タスコト
ノ出來ナイモノニナツテ居ル、斯ノ如キモノデアアル、既ニ行ハヌ前ニ——是ヲ
實施シナイ前ニ於テ、既ニ其非ナルモノト云フコトハ、當時ノ決議ノ次第ニ
於テモ、瞭然トシテ明ナルコトデゴザイマス、元來此往々日本ニハ尙ホ早シ
トカ云フ漠然タルコトガ、ドウモ流行シテ、ソレガ一ノ理由ニナルヤウナコ
トガアルガ、私ガ記憶スル所デアアルト、尙ホ早シト云フヤウナコトハ、大體
進步ノ世ノ中ニ於テ皆愚論デアアルデアアル、試ニ考ヘテ御
覽ナサイ、維新ノトキニ當ツテモ、諸君御記憶ノ通、封建ヲ廢シテ郡縣ニ爲ス
ト云フタトキニ、尙ホ早シト云フ論ガ天下ヲ風靡シタジヤゴザイマセヌカ、
西郷ノ如キ不世出ノ人傑ガ、一刀兩斷、トント斷行シタカラ、封建ノ制ヲ破ッ
テ郡縣ト爲テ、ソレカラ降テ國會ト云フコトモ、國會ヲ請願シテ民選議院
ヲ造ラウト云フトキニ、朝野尙ホ早シノ論ガアリ、殊ニ專制政府當局者ハ尙
ホ早シノ一點張デ、民意ヲ壓ヘ付ケタデヤゴザイマセヌカ、若シモ尙ホ早シ
ト云フコトガ通タラ、今日御同僚斯ウ云フヤウニ、議會ニ相見ルコトガ出
來ヌコトニナル、議會ヲ開イテカラモ、内地雜居ハドウデアアリマセウ、内地
雜居ハ殆ド國ヲ滅スガ如ク、尙ホ早シト云フ論カ蓋々充チタデヤゴザイマセ
ヌカ、土地ノ所有ハ如何、外國人ニ土地ノ所有ヲ許スト、マルデ國家デモ持
チ去ラレルガ如キ考ヲ以テ、尙ホ早シノ論ヲ立テ、居ル、斯ノ如キ事實ガ甚
ダ澤山アルノデ、尙早論ヲ今日カラ見マスレバ、皆愚論デアアル、此事業デ
モ同ジコトデ、之ヲ實施シタ曉ハ、今日カラ願ミタナラバ、恰モ國會請願尙
早シノ尙早論ト等シク、内地雜居ノ尙早論ト等シク、又土地所有ノ尙早論ト
等シキモノト、私ハ斷定スル、今モ委員長ガ云ハレマシタ、日本ノ人民ノ程

度ガマダソコニ進デ居ラナイ、是ハ餘程考ヘナケレバナラヌ、勿論是等ノコ
トハ最早國民ノ此多數ニ、參政權ヲ付與スルト云フコトハ、此國民ノ程度ト
云フモノハ十分ニ進デ居ルデアアル、國民ノ程度ヲ計ルト云フコトハ先ヅ
財政ノ力トカ、負擔ノ力トカ、若クハ教育ノ程度ト云フモノヲ標準ニシナケ
レバナラヌ、教育ハ如何、今日ニ至ルマデ長イ歲月ト云ヘナイ、此議院ノ始
テ二十三年ニ開設ニナツテ以來、教育ヲ普及シタコト、云フモノハ非常ナモ
デアアル、此短キ歲月ニ於テスラ、今日ハ就學兒童ガ十分ノ七マデト云フモ
ノハ、既ニ就學シテ居ル、之ヲ歐羅巴アタリノ先輩國ノ教育ノ程度ニ比シテ、
決シテ遜色ナイデアアル、又小學校ノミナラズ、往々議院ニ於テモ、吾ニガ
即チ中等ノ教育マデハ、十分ニ發達ヲ認メタ、ソレガタメニ高尚ナル專門學
校大學校ト云フモノハ、不足ヲ告ゲタノデ、議院デハ十四議會以來、或ハ專
門學校ヲ拵ヘロ、或ハ大學ヲ拵ヘロト云フコトガ、殆ド議會ノ大問題ト爲
テ居ルマデニ進デ居ルデアアル、是等ヲ以テ見テモ、國民ノ教育程度ノ非
常ニ進ミ、國民智識ノ非常ニ發達シタト云フコトヲ、現在ニ證明スルノデア
ル、又サラバ富ノ程度ハ如何デアアル、人智ノ發達ト共ニ國力ハ如何ニナツ
カ、議會ノ開ケタトキハ御同様ガ、僅々ニ八千萬圓ノ豫算ヲ汲キトシテ、多
イトカ少イトカ云ツテ議シテ居タデアアリマセヌカ、現ニ當時ハ隨分國民ノ
負擔ガ、エラカッタデアアル、然ルニ今日ノ議場ニ於テハ、豫算案トシテ二
億五千萬圓以上ノモノガ、提出サレルト云フ事實デアアル、此大金ハ決シテ地
カラ偶然湧イテ來タモノデアハナイ、國民智識ノ發達トシテ、即チ富モ進ンダ
デアアル、教育ハ既ニ進ミ、富ハ進ミ、内ニ在ツテハ斯ノ如キモノ、外ニ在
テハ如何デアアルカト云フト、國防ハ大變整備シテ、海ニハ二十萬噸ノ軍艦、
陸ニハ十二師團ノ精兵ガアツテ、今日ノ國防ヲ全ウスルマデニ至ツテ居ル、例
ヘバ二十七八年ノ役ノ如キ、此日本ノ軍隊ガ彼ノ大國ニ向ツテ、十分ナル忠
勇ノ義ヲ奮ツテ、立派ニ非常ノ勳ヲ爲シ、特ニ北清ノ一昨年來ノ事變ニ至ツ
ハ、實ニ立派ナル勳キヲ爲シテ、サウシテ軍紀モ振肅シ、敵ニ向ツテ死モ恐
レザルマデニ働イテ、實ニ日本國ノ地歩ヲ非常ナル高イ度マデニ進メタノデ
アル、而シテ其高メタル兵隊ハ如何デアアル、諸君ガ未ダ其智識モ足ラナイ、
參政權ヲ與ヘラレナイト云フ人デアハナイカ、彼ハドウ云フモノデアアツタカ、即
チ其役ニ從事シタル者ハ、其前滿ニ於テ漁リヲシタ者、又ハ其子弟デハア
リマセヌカ、又鑛鐵ヲ取ツテ田畑ニ立ツテ居タ者ノ子弟デアハナイカ、是等ガ
更ニ此智能智識ガナクテ、是ダケノ勳ガ出セルモノデアアリマセウカ、出來得ル
モノデアアリマセウカ、殊ニ事實ノ上ニ於テ、勳ノ上ニ於テ、賭易キモノデ、一
方ニ於テ日本ノ地位ヲ高メルダケカアレバ、他ノ方面ニ於テ之ニ參政權ヲ
與ヘタナラバ、十分日本ト云フモノハ、發達ヲ助ケルダケノ餘地ガ、十分ア
ルト認メナケレバナラヌデアアル、諸君ハマサカニ、兵隊ハ平時ニ在ツテハ、
唯租稅ヲ作ル所ノ器械ト爲リ、戰時ニ在リテハ彈藥ノ的ニナツテ宜イモノデ
アルト云ヌ殘酷ノ考ハ、持ツテ居ラヌデアアリマセウ、諸君ガ今日智識ガナ

イ、未だ參政權ヲ與ヘラレヌト云フモノガ、現ニ事實ニ於テ、日本ノ地位ヲ高メ、日本ノ國威ヲ發揚シタ人デハナイカ、之ニ向テ苟モ此議場ニ在テ、國民ヲ代表スル人ガ、此ノ如キ考ヲ持テ居ラル、ハ、殆ド私ハ殘酷トモ、無情トモ、堪ヘラレヌコトデアリマス、此現在ノ法律ニ於キマシテハ、財産ニ依テ選舉ノ權ヲ制限シテ居ル、故ニ是ハ恰モ財産ト智識ト云フモノガ、併行スルコト云フ假定ヨリ起タル法律デアル、是ハ大變ナ間違デアル、大變ナ遠イ所ニ例證ヲ求メルニ及バヌ、寧ロ日本ト云フモノハ、是ト逆比例ヲシテ居ルト云ウテ宜イカト考ヘル、最モ近キ例ヲ議院ニ取ッテ見ルナラバ、初期以來濟タル多士茲ニ出テゴザッタ、然ルニ其人ガ果シテ法律ヲ規定シタ納稅資格ガアル人デアッタカト云フコトヲ、先ヅ御覽ナサイ、私ノ調査ニ據ルト、段々減ッテハ來タガ、初期アタリハ半分モナイ、實際法律ノ規定ノ納稅資格ハ借リテ來タノデアル、斯ウ云フ事實デアル、而シテ其納稅資格モ何モナイ、所謂素寒貧先生ガヤッテ來ッテ、ソレガ案外智識ガ高カッタノデアル、此議會ノ内ニ於テ所謂名士トカ何トカ云ハル、方ノ人ハ、無一物ヲ選舉權ヲ借リタ人ガ多イノデアル、斯ウ云フ事實デアル、又今ノ政府ニ居ル人、又政治家ト云ハル、元勳元老ニ就イテ見テモ、維新ノ業ヲ爲シ、今日政府ノ要路ニ立ッテ政治ヲ爲シテ居ル人ハ、財産ヲ持ッテ居ッタ人デハナイ、吹ケバ飛ブヤウナ人デアッタノデアル、始テ天下ノ材能ナリ、天下ノ才識ナリトシテ用井ラレタトキハ、即チ財産ハ一モナイ所ノ人デアッタ、今日ハ月給ヲ溜メタカ知ラヌガ、隨分大厦高樓ニ住ンデ、立派ニシテ居ルガ、是ハ其後ノコトデアル、彼ガ材能智識ヲ買ハレタトキハ、文ナシデアル、是ハ決シテ變態デハナイ、日本ト云フモノハ今日マデノ發達ノ有様、歴史國情ト云フモノガ、然ラシムルノデアル、寧ロ私ハ此日本ノ情態カラ云フト、現行法ノ反對ト謂ハザルヲ得ヌ、然ルニ代議政體ヲ起スニ當ッテ、何デモ歐羅巴ノ眞似ヲシナケレバナラヌ、日本ガ進ンデ來タ秩序モ忘レ、現状ノ如何モ忘レテ、唯アチラデ財産智識ト云フコトヲ——財産ヲ標準トシタノヲ取ッテ、法律ニシタノデ、即チ彼ノ精粕ヲ以テ當籍メタカ所ガ、國情ニ適セヌカラ、今日ノヤウナ選舉權ヲ借リテ來ナケレバ、議員ニナレヌト云フコトガ出ルヤウニナッタノデ、此一事ヲ以テモ、此法律ガ不適當ナルコトハ最モ明デアル、ソレデ實ニ此財産ニ依ッテ、一部ノモノニ參政ノ權ヲ與ヘルト云フコトハ——是レハチヨット一緒ニ置キマスト見ラレヌヤウデアルガ、試ニ地ヲ畫シ財産ニ依ッテ上下ノ別ヲシテ、僅ニ中以上ノ者——四千万人ノ中百万人ダケニ與ヘテ、大多數ノモノニハ與ヘヌト云フコトヲ、假ニ地ヲ畫シタラ、ドウデス、即チ例ヘバ日本ノ中央ノ東京ヲ名古屋ニ持ッテ來テ、アスコノ人ダケニ立法ノ權ヲ與ヘテ、他ニハ與ヘナシタラ、ドウ云フコトニナル、國民ノ幸福ヲ進メルコトハ出來ヌト云フコトニナル、即チ地ヲ畫シテ或ル地方ニダケ選舉權ノミナラズ、參政權ヲ與ヘタノハ、諸君ガ今日マデ絶叫シテ居ル藩閥政府デアル、藩閥政府ハ今日ハ恰モ納稅資格ヲ或ル部分ノ財產家ニ制限シタルト同時ニ、或ル地域ヲ限ッテ、

ソレダケデ政權ヲ私シタノデアル、諸君ハ三十年來藩閥政府ガ、日本ノ政權ヲ專ニシタト云ッテ、絶叫シテ天下ニ呼號シタデアリマセヌカ、ソレト同シテアル、形ガ唯違ッテ來タノデアル、何故ニ諸君ハ此一部ノ人間ト云フモノニ、政權ヲ與ヘテ居ッテ、他ノ多數ノ者ニ與ヘルト云フコトニ、御贊成ガナイカ、又之ヲ選舉セザルカト云フコトハ、私ハ怪訝ニ堪ヘナイ次第デアリマス、總テ此國家ノ地位ヲ進メルトカ、國光ヲ發揚スルトカ云フコトハ、是ハ全國人民一致シテ、サウシテ後ニ往カナケレバナラヌコトデアルノニ、今日國民中ノ少數ノ者ガ、此大部分ノ者ハ、未ダ智識ガ進マヌト云ッテ侮ッテ居ル、サウシテ外ニ對シテ——外ノ國ガ之ヲ見テ、立派ナル國トシテ尊敬スルデアリマセウカ、之ヲシテ若シモ責任モ何モナイ一個ノ者ガ、他デ言フノハ宜イケレドモ、此衆議院ニ於テ、而モ國民ヲ代表スル所ニ於テ、我國民ノ多數ハ馬鹿ナリ、未ダ其資格ガナイト言フニ至ッテハ、國民ヲ侮リ、誠ニ國ヲ侮ルト云フ結果ニ陷リハセヌカト云フコトヲ、私ハ深ク慨嘆スルノデアリマス、併ナガラ不幸ニシテ議員ハ斯ノ如クデアルケレドモ、私ハ實ニ茲ニ至ッテ、聖文武ナル陛下ノ臣民ヲ見給フコトニ對シテハ、感泣セザルヲ得ヌ、現ニ憲法發布ノトキ、大典ヲ吾々人民ニ示シ給ッタルニ、汝臣民ハ則祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ裝順シ相與ニ和衷協同シ益我帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ「此負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリト示シ給ッタル、陛下御自身ハ、汝臣民ハ即チ此負擔ニ堪フル共ニ、俱ニ國政ニ參與スルノ權利ヲ與ヘテモ宜イト認メルゾト云フコトヲ、示シ給ッタルニ拘ラズ、諸君ガ此人民ハマダ愚ナリト云フコトヲ言フニ至ッテハ、實ハ是ハ論外ノコトデゴザイマス、事實ヨリスルモ、斯ノ如ク若シモ道理ヨリ之ヲ見レバ、國民ノ丁年以上ノ者ハ兵役ニ服シテ、血ヲ國家ニ納メテ居ルデハゴザイマセヌカ、國家ニ對シテ血ヲ納メル、兵役ニ服シテ國ノタメニ盡スケレドモ、ソレニ對シテハ國ヲ治メル所ノ參政權ハ、付與スルコトガ出來ナイト云フコトハ、是ハ道理ノ上ニ於テ甚シイモノデアル、況ヤソレハ或ル程度マデ納稅シナイカラト云フ、理窟ニナッテ居リマスケレドモ、諸君、サラバ此選舉權ヲ有ッテ居ル所ノ人民ガ納メル稅高ハ、ドレダケデアルカ、稅ノ大部分ト云フモノハ、即チ諸君ガ言フ馬鹿デアル、未ダ參政權ヲ與フルニ足ラナイト云フモノガ、納メテ居ル所ノ稅ガ、大部分ヲ占メテ居ルノデアル、稅ノ大部分ハ納メル國家ニ對シテハ、兵役ノ義務ニ服スル、サリナガラ貴様ニ參政ノ權ハ與ヘナイ、人間竝ニ取扱ハヌト云フノハ、隨分酷ナ話デアル、外ニ聞エテモ、今ヤ列強ノ間ニ立ッテモ、私ハ國民トシテ恥カシイヤウニ思フノデアル、諸君、斯ノ如キモノデアラ、今日ノ時勢、今日ノ國狀トシテモ、ドウシテモ日本ヲ鞏固ニシ、モウ一層國威ヲ發揚スルニハ、全國人民心ヲ一ニシ、即チ五條ノ御誓文ノ第二ニ掲グラレタル、上下心ヲ一ニスルト云フ方法ヲ、一番真先ニシ、彼等ヲシテ

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、議事日程ノ第九國勢調査ニ關スル法律案第一讀會ノ續、委員長ノ報告、内藤守三君

第九 國勢調査ニ關スル法律案(内藤守三君外十名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(内藤守三君演壇ニ登ル)

○内藤守三君(百五十番) 國勢調査ニ關スル法律案、此問題ノ委員會ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、本案ハ提出ノ際ニ於キマシテ、別段理由モ申上ゲデアリマセヌケレドモ、委員會ニ於テハ鄭重ニ之ヲ審査致シマシタノデアリマス、本案ノ要領ハ、要スルニ荷モ一國ノ政治ヲ執ルニ於テハ、其國ノ形勢ヲ審ニ致シテ、施政上ノ基礎ヲ造ツテ置カウト云フノガ、趣意デゴザイマス、此國勢調査ノ必要ト申シマスコトハ、既ニ疾ニ諸君ノ御悉知アラセラル、如ク、我邦ニ於テハ、未ダ以テ此國勢ノ調査ヲ致シタコトガナイノミナラズ、政治上基礎トシ標準トシテ見ルベキモノハ、未ダ材料トシテ一ツモナイノデゴザイマス、纔ニ統計年鑑ノ如キモノガ出來テ居リマスレドモ、是ハ甚ダ簡略ノモノデアリマシテ、御承知ノ如ク今日ノ統計局ト云フモノハ、明治ノ當初ニ於テ、極テ幼稚ナル設備ヲ以テ、太政官時代ノ設ニ係リタル所ノ統計課ノ如キモノヲ繼續襲來致シテ、幾分力之ニ擴張ヲ加ヘテアリマスモノガ、即チ今日ノ統計局デアリマスガ、其設備ヤ甚ダ不完全デアリマシテ、其出來上リタル所ノモノハ、固ヨリ日本ノ國勢トシテ信ズベキモノデハゴザイマセヌノデアリマス、假ニ一例ヲ舉ゲテ申シテ見マスレバ、一見鑑定ノ付キ易キ農業ノ收穫、或ハ肥料金統計ノ如キ、殆ド是等ハマルデ嘘デアリマス、又人口統計ノ如キモ、現住調査又本籍調査ト云フモノ、間ニ於テハ、常ニ百万人近クノ相違ヲ生ジテ居リマス、又内務省ノ民籍戶口表、内務ノ統計表ト、此二ツヲ較ベテ見マスルト、數字ノ上ニ於テ常ニ大變ノ間違ヲ生ジテ居リタノデアリマス、是等モ何レカ正、何レカ否、頓ト譯ガ分ラヌデアリマス、況ヤ少シク複雑ノ項目ニ至リマシテハ、無論信ズベキモノデハナイノデゴザイマス、故ニ此我邦ノ人口ヲ始トシテ、行政、經濟、衛生、或ハ教育、宗教、總テ此社會ノ現象トシテ見ルベキ材料ガナイノデゴザイマス、國民ノ實力ハ如何デアルカ、又職業ノ狀態ハ如何ナル方面ニ向ツテ、進退消長致シテ居ルカ、實際我日本ノ國勢ハ如何ナルモノデアルカ、頓ト方角ガ立タヌノデアリマス、此ノ如ク五里霧中ノ間ニ於テ、誠ニ動搖シ易キ所ノ感情ト、憶測ヲ以テ政治ヲ致スト云フコトハ、抑、危險千萬ナル仕事デアルト考ヘマス、御承知ノ如ク歐洲ニ於キマシテハ、其千八百年ノ時代ヨリ此調査ヲ繼續シテ居ルノデアアル、北米合衆國ノ如キハ、

國家ノタメニ喜ブベキコトハ共ニ喜ブ、憂フベキコトハ共ニ憂ヘシムルト云フコトヲサセルノガ、第一デアラウト思フ、憂フベキコトヲ憂ヘシメ、喜ブヘキ方法ヲ授ケテ、之ヲ喜バシメテ後、始テ一國ノ獨立自尊、即チ國民一致ト云フコトガ生ズルデアラウト、私ハ考ヘル、デ是ハ先刻委員長ガ、未ダ時宜ニ適セズト云フ御話デゴザイマスガ、最モ時宜ニ適スル所ノ案ト、少數者ハ認メルノデゴザイマス、之ニ對シマシテ、或ハ此普通選舉ヨリシテ弊害ノ起ルトカ、斯ウダト云フヤウナ、細カイ論難モアルヤウデゴザイマス、ケレドモ、是ハ諸君ニ普通選舉ト云フモノハ、今此處デコソ早イト云フコトヲ言ッテ居リマスケレドモ、諸君ガ尊崇シテ居ル所ノ歐羅巴ノ先進國デハ、既ニ前世紀ノ問題デアアル、今日普通選舉ヲ行ッテハ、早イ坏ト云フ議論ヲ唱ヘル人民ハナイノデアアル、ソレノミナラズ、モウ一步進デ見タナラバ、昨年白耳義ニ於テハ、普通選舉ト云フモノハ權利デハナイ、國民ノ義務デアアル、選舉シナイモノニハ、之ニ罰金ヲ附スルト云フコトニマデ進ンデ居ル、一方ニ於テハ斯ノ如ク進ンデ居ル國ガアルニモ拘ラス、一方ニハ未ダ早シト云フ議論ガ、茲ニ湧イテ居ルニ至ッテハ、實ニ抱腹絶倒モ當ナラズ、又國民ノタメニ實ニ悲ムノデゴザイマス、故ニ是ハ決シテ中村彌六ノ言デハナイ、即チ選舉權ヲ有ッテ居ル所ノ、百万ノ人民ヲ拔カシタル其以上ノ人民ノ聲デゴザイマス、故ニ諸君ガ多年唱道サレタ所ノ案デアリマスカラシテ、諸君ニ於テハ彼モ一時、是モ一時ト云フコトデ、徒ラニ國事ヲ論ズルヤウナコトハナク、立派ナル御議論ガアッデ、直チニ一讀會ヲ開キ、讀會省略デ可決セラル、ト云フコトヲ、深ク信ジテ疑ハヌノデアリマス

○初見八郎君(七十二番) 質問致シマス、普通選舉ト云フコトハ、臣民ノ權利デアアルカラ、是ハ普通選舉ニセネバナラスト云フコトデアアルカ、將タ立法上便宜ノタメニ、普通選舉ニシタ方ガ好キ結果ヲ生ズルト云フ理由ヲ以テ、普通選舉ト云フコトヲ主張セラル、ノデアアルカ、若シ臣民ノ權利デアルト云フコトデ、主張セラル、ナラバ、此本案ニ於テ市ノ獨立ト云フコトヲ認メテ居ルノハ、臣民ノ權利ヲ認メルト云フコト、兩立セヌコトニナルダラウト思フ、然ルニ本案ニ於テ、市ノ獨立ヲ認メテ居ラル、ト云フコトハ、甚ダ理解セヌ次第デアリマス、臣民ノ權利ニ依ッテ、此普通選舉ト云フコトヲ請求セラル、ノデアアルカ、或ハ便宜ノタメデアアルカ、御説明ヲ願ヒタイ

○中村彌六君(百十九番) チョット分リ兼ねマスカラ、モウ一遍

○初見八郎君(七十二番) 一體普通選舉ハ、議員ヲ選舉スル權利ハ、人民ガ各自ニ有タナケレバナラヌ權利デアルト云フ意味デアアルカ、或ハ立法部ノ便宜ノタメニ、普通選舉ニスルト云フノデアアルカ、立法上ノ好結果ヲ收メルタメニ、普通選舉ノ制ヲ設ケルノデアアルカ、何レカト云フ間

○中村彌六君(百十九番) 御答致シマスケレドモ、是ハ人民ノ權利ト致シテ主張シ、又立法部ノ上ノ便宜ニ於テモ、斯クセネバナラヌ、其制ヲ設ケルノハ、即チソレモ立法上ノ便宜デアルト、斯ウ云フ譯デアリマス

其憲法ノ條章ニ明文ヲ掲ゲテ、而モ嚴重ニ其調査ヲ繼續致シテ居リマスルノ
デアリマスル、殊ニ又此問題ハ、去ル明治二十八年ニ、萬國統計會ノ決議ノ結
果トシテ、各國トモ同年次ニ於テ、之ガ調査ヲ致サウト云フ希望ヲ以テ、我政
府ニ向テ交渉ヲ受ケタコトガアリマスルノデアアル、我邦ニ於テハ、即チ本院
及貴族院ニ於テ之ガ必要ノ建議ヲ可決致シマシテ、既ニ兩院一定ノ院議ト爲
テ居リマスル問題デアリマスルカラ、今日新シク申上ゲル必要ハ殆ドナイノ
デゴザイマスル、併ナガラ政府ハ其二十九年以來、今日六七箇年ノ間何ノ御換
撥モナイノデゴザイマスルガ、偶、日英協約成立ノ今日、我邦ノ責任ハ一層重
キヲ加ヘタデアリマシテ、之ガ終始ヲ全ウスルニハ、餘程ノ覺悟ヲ要スル場
合デゴザイマスルノデ、旁、以テ一日モ速ニ此國勢調査ノ法ヲ立テマシテ、我
家ノ消長、現象ヲ審カニ致シ、施政ノ基礎ヲ確立致シテ、百年ノ大計ニ其過ナ
カラシコトヲ望ムト云フノガ、本旨デゴザイマスル、就キマシテハ、委員ノ希
望ト致シテ、政府ニ一言ヲ呈シテ置キタイト云フコトデゴザイマスル、本案ハ
幸ニシテ諸君ノ御採納ニナリマシタ所デ、誠ニ法交ハ簡單ナルモノデゴザイ
マスレバ、之ガ實務ヲ執ル所ノ政府ニ於テハ、大ニ覺悟ヲ致サレテ、從前ノ
姑息ハスツカリ一洗シテ、根本的確實ノ方法ヲ立テラシケレバナラヌデゴ
ザイマスルノデ、全體是マデ我邦ニ於テ、人口ノ調査又統計ノ如キモノヲ、
決シテ無用視致シテアツタ、譯デハナイノデアアル、明治四年ニ於テハ、現ニ一般
戶籍法ナルモノヲ發布致シテ、其條章ハ三十箇條ニモ互ツテ居リマシテ、中ニ
ハ戶長ガ現地ニ就イテ取調ベシト云フ如ク、隨分著實鄭重ナル方法デアリ
マシタガ、段々ト政府ハ之ニ廢改ヲ加ヘテ、今ハ殆ド消滅ニ歸シテ居マスルノ
デゴザイマス、又統計ノ如キモ左様デアアル、明治ノ初年ニハ前申ス如ク統計
課ノ如キモノガ設ケテアリマシテ、十四年ニハ統計院ト云フモノヲ設ケ、漸次
進デ今日ノ統計局ト云フモノヲ置カレ、而モ勅任官ノ局長ヲ置キ夥多ノ屬官
ヲ連ネテ、相當ノ看板ヲ掲ゲテ置キナガラ、其出來上タル統計年鑑ト云フモ
ノハ、殆ド用ヲ爲サヌト云フコトニナツテ居ルノデアリマスル、是ハ固ヨリ
其設備ノ不完全ナル所ニ依テ居リマセウケレドモ、一ハ内閣諸公ヲ始メトシ
テ、當該官吏タル者ガ、此統計ノ業務ヲ尊重シテ居ナイ結果ナリト私ハ考ヘマ
スルデアアル、一例ヲ舉ゲレバ、各府縣ヨリ集ムル所ノ各種々ナル報告書ノ如
キ、多少間違ガアラウトモ、嘘ガアラウトモ、左程嚴格ナル詮議ニハ及バヌ、又
多少ノ嘘ト間違ト云フモノハ、殆ド公然ノ默許ニナツテ居ル位デアリマス、實
ニ不埒千萬ナル次第ト私ハ考ヘテ居リマス、委員モ認メテ居リマスルノデア
ル、此ノ如キ習慣ヲ以テ、此國勢調査ニ向ハレタトキニハ、矢張過ラ大ニシ、頗
ル無用ノ長物ヲ造ルト云フガ如クニ立到リマシテハ、斷シテ許サレナイノデ
アリマス、是等ニハ必ズ重キヲ置カシテ、粗漏怠慢ヲ嚴戒シテ、又詐リノ申立
ヲ爲ス者等ニ向ッテハ、特ニ相當ノ制裁ヲ設ケラレテ、十分確實信ズベキコト
ヲ期セラシケレバナラヌノデアリマス、勿論是ニハ相當ノ經費モ要スルデ
ゴザイマセウケレドモ、是レ亦過大ノ弊ニ陷ラザルヤウ十分研究致サレテ、適

當ノ準備アラシコトヲ望ムノデアリマス、又其調査ノ程度範圍ノ如キニ至ッテ
ハ是ハ隨分浩濶ナルモノデアリマスカラ、茲ニ其頭書ノヤウナモノヲ拵ヘテ
アリマスガ、是ハ速記ニ載セテ御覽ニ入レルコトニ致シマスカラ、願ハクハ
其緩急ヲ圖リ、必要ノ範圍ニ止メテ、必ズ正確信ズベキモノヲ望ムノデアリ
マス

(參照)

- 甲 國民ニ關スル者
 - 第一 各地住民ノ數
 - 第二 男女及年齡並ニ其地方別
 - 第三 身體及精神上ノ關損
 - 第四 宗教
 - 第五 身上ノ有様(既婚、未婚、鰥寡)
 - 第六 教育ノ度
 - 第七 職務及職業
 - 第八 各地方滞在ノ種類
 - 第九 言語ノ別及本國
 - 第十 往住及來住
- 乙 建設物及居住ニ關スル者
 - 第一 建設物ノ種類
 - 第二 建設物ノ解散及新築
 - 第三 住家ノ大小及居住ノ疎密
 - 第四 市街並ニ村落ノ所有宅地ノ實價及其書質入
- 丙 農業及牧畜ニ關スル者
 - 第一 所有地ノ大小
 - 第二 土地ノ使用種類
 - 第三 耕地ノ種類
 - 第四 農業上ノ產出物
 - 第五 家畜ノ數及之ニ關スル所有地大小ノ別
 - 第六 本業及兼業ヲ分チタル農業ノ種類並ニ自作小作ノ別
 - 第七 耕地ノ書質入
- 丁 工業ニ關スル者
 - 第一 小工業ノ種類及其機械力職工ノ數、購入資料ノ價額
 - 第二 大工業ノ種類其職工ノ數及機械力
 - 第三 職工ノ種類及其人員
- 戊 商業及交通ニ關スル者
 - 第一 商業及交通業ノ種類並ニ之ニ從事スル人員及機械力、需用及供給高
 - 第二 商社特許年數

總テ調査ニ用フル職業區別類集ノ如キハ頗ル煩翰ニ涉ルヲ以テ茲ニ略ス願
クハ萬國統計公會ノウヰン會議ニベルチロン氏ガパンナツグ氏ト共ニ提
出セシ報告中職業類別様式ノ如ク第一ヨリ第四百五十六ニ別レテ居テ其中
ニハ國ニ仍リテ其有様ヲ異ニスルモノモアルベケレドモ是等ハ十分參考ト
シテ仍ルヘキモノト信ス而シテ歐米最近ノ調査ハ英佛ハ我明治三十四年其
他ノ各國ハ我明治三十三年ヲ以テ調査セリ五箇年毎ニ調査スヘキモノハ獨
逸、佛蘭西、瑞西ノ三國米國ノ一部ナル(イリノス、マツサチニセツ)ノミナリ其ノ外ノ各
國ハ皆十箇年目トセリ

來ル調査期ハ我明治四十三年ニ當ルナリ其調査ノ實行期日ハ各國各、利害
便否ヲ講究シテ定メタルモノニシテ概略左ノ如シ

獨逸、澳太利、匈牙利、瑞典、白耳義、和蘭、西班牙、伊太利、諸威、葡萄牙ハ每
回十二月末日トス

英國、佛國ハ四月一日、北米合衆國ハ六月三十一日、丁抹ハ二月、西瑞ハ一
月一日ナリ

日本ノ調査實行期日ハ五月一日ヲ以テスレハ寒氣積雪梅雨洪水ノ季節又農
業繁忙ノ時ヲ避ケ年度替ノタメ輕費支拂ノ不便モナク花見ノ騷モ過キタ
ル年中ノ最一適當ノ時期ナリト考ヘラルモ參考トシテ一言ヲ申添ヘテ置
ク

斯ノ如キ精神ヲ以テ提出シヌ、斯ノ如キ理由ヲ以テ、委員會ハ之ヲ可決致シ
テゴザイマス、ドウカ御贊同ヲ……

○花井卓藏君(二百八十三番) 質問ガアリマスガ、第一ニ伺ヒタイノハ國勢
調査ノ範圍方法、是ハ餘程大切デアル、範圍ヲ審ニシ、而シテ方法ヲ明ニス
ルニアラザレバ、國勢ノ調査ハ迷モ出來ナイノデアル、提出者ハ案ヲ具ヘテ
議會ニ提出セラレタ譯デゴザイマセウカラシテ、其範圍其方法ト云フモノハ、
出來得ベクンバ——與フベクンバ、此法律ノ中ニ條項ヲ定メ、サウシテ之ヲ
確カニ致シテ置カケレバナラヌ御考ハ、勿論有シテ居ルト考ヘル、併シ斯
様ナル事柄ヲ法律ニ於テ定ムルコトヲ避ケ、而シテ之ヲ命令ニ讓ルト云フ事
柄ハ、今日マデノ實例ノ上ニ於テモ、實ノ舉ラザル幾多ノ例ガアル、況ヤ此
問題ト云フモノハ、極テ大切ナル問題ト見受ケラル、ノデアル、而シテ我國
ニ於テハ、初テノコトデアルカノ如ク見エルノデアル、斯様ナ場合ニ於キマ
シテハ、範圍方法ト云フモノハ、勿論提案者自ラガ、成案ヲ有セラレテ居ル
ノデアラウト私ハ考ヘルノデアルガ、成案ガアルナラバ、是ハ矢張法文ノ上
ニ御掲ニナツタラ如何デアラウ、命令ニ讓ルト云フコトハ、甚ダ危險デアル、
六十三號ノ問題ハ臺灣バカリデハナイ、内地ニモ幾ラモ六十三號ガアル、本
案第二條ノ如キ所謂六十三號ニ屬スル、斯ウ云フヤウナ危險ナコトハ、御頼ニ
ナラズ、此條文ニ御掲ニナツタラ如何デアラウカ、若シ又掲ゲルダケノ成案
ハナイノデアアルカ、斯ウ云フ部分ハ措イテ、後トハ政府ニ一任スルト云フ御
趣意程、ワレ程成案ト云フモノハ、不確ナモノデアアルカ否ヤト云フ事柄ヲ、

尋ネタイノデアル、ソレカラ第二ニ於キマシテハ、是ハ此法案ノ目的ヲ貫徹
スルタメニ、一ノ機關——何カ役所デモ設ケルト云フ御趣意デゴザイマセウ
カ、若シ又左様ナ趣意ト致シマスレバ、矢張別段ナル一ノ方法ガアリハシナ
イカト云フコトヲ、私ハ考ヘテ居ルノデアル、機關ニ依ラズシテ、唯漠然法
律ノミヲ出スト云フ御趣意デアルカ、機關ヲ作ルト云フ案ナリト致シマスレ
バ、此法律ノミデ運用ガ出來ルト云フ御考デアルカ、如何デアラウカ、茲ニ
此永キ間繼續スベキ大事業ニ向ッテ、要スル所ノ費用ト云フモノハ、凡ソ幾許
ヲ要スルト云フノ御成案ヲ御持チニナツテ居ルカ、伺ヒタイ、第三ニハ、國勢
調査ニ關シテ、歐羅巴ニ於テモ千八百二十年ニ於テ——後トハ歐羅巴ガナイヤウニ
マシタ所ガ、歐羅巴ニ於テモ千八百二十年ニ於テ——後トハ歐羅巴ガナイヤウニ
ナツタノデアリマスガ、是等ノ關係ハ歐羅巴ト云フ文字ダケデハ甚ダ困ルカ
ラ、況ヤ國勢調査ト云フ非常ナル大問題デアアルガ故ニ、提案者ガ御取調ニナ
リマシタ、歐羅巴各國ノ歴史、統計——納得ノ參リマスルヤウニ、御説明ア
ランコトヲ希望致シマス

○内藤守三君(二百五十番) 御答ヲ致シマス、第一ハ御問ヨリハ寧ロ御相談ノ
ヤウデアリマシタガ、今此調査ヲスル事項ハ澤山アリマス、營業調査デモ、
四百六十五項程アルノデアル、之ヲ今此處デ申上ゲルト云フコトハ、殆ド錯
雜デアツテ、殊ニ其調べル事項ト云フモノハ、大抵統計仲間ニ一定ノヤウニ
ナツテ居ルノデアリマス、法律ニ加ヘルヨリハ、此條項ヲ置クカ置カヌカト
云フコトハ、之ニ一ノ修正案ヲ御出シニナルカナラヌカト云フヤウニナリマ
シテ、此處デ御答ヲ致スノハ甚ダ錯雜デアリマス、併ナガラ提案者ハ茲ニ腹
案ガアリマシテ、甲乙丙丁ト云フモノヲ持ッテ居ル、之ヲ一々前デ申上ゲヌデ
モ、諸君ハ疾ニ御承知デアラウト信ズルノデアル、又是ハ速記ニ掲ゲテ置ク
ノデ、參考ノタメニ斯ノ如ク申シテ置クノデアリマス、必要ト思召スナラバ、
修正案ヲ出シテ、御説ノ如ク御修正ニナツデモ宜シイノデアリマスガ、併シ
提案者ノ考ハ、第二條ヲ以テ斯ウ云フコトハ、完全ナラシムルヤウニシタイ
ト云フ精神デゴザイマス、ソレカラ第二ニハ何デゴザイマスカ

○花井卓藏君(二百八十三番) 第二ハ費用ト機關

○内藤守三君(二百五十番) 費用ハ百十八萬圓バカリイル見込、機關ハ無論イ
ル見込デアリマス、ソレカラ西洋各國ノ統計ヲ舉ゲロト云フ御話デアリマシ
タガ、甚ダ私ハ記憶ノ惡ルイ男デ、茲デトモ歐羅巴各國ノ統計ヲ言フコト
ハ出來ヌ、日本ノ統計サヘ分ラヌノデアアル、併ナガラ歐羅巴デハ五箇年目、
十箇年目ニ調ベテアルモノガアル、五箇年毎ニ調ベテアルノハ獨逸、佛蘭西、
瑞西ト云フ國デアアル、澳、露、伊太利、瑞典、葡萄牙、白耳義ト云フ國ハ、
皆十箇年ニ調ベテ居ル、此各國ノ統計杯ヲ茲デ言ヘト云フコトハ殆ド分ラ
ヌ、言ヘルモノデモナイ、御入用ナラ其書籍ヲ以テ、他日御覽ニ入レマセウ
カラ、ドウカ御贊同ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、

本案ノ第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ議題ニ供シマス——委員長報告通御異議ハアリマセヌカ

國勢調査ニ關スル法律案

第二讀會

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 直チニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ第三讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

國勢調査ニ關スル法律案

第三讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス——議事日程ノ第十社寺上地林處分法案、第一讀會ノ續、委員長報告——西村眞太郎君

第十 社寺上地林處分法案 出水彌太郎君外二名提出

第一讀會ノ續(委員長報告)

(西村眞太郎君演壇ニ登ル)

○西村眞太郎君(六十番) 本案ハ委員會滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマシタ——議事日程ノ第十一ニ上ツテ居リマス所ノ法律案デアリマスガ、是ハ委員長モ理事モ今日ハ出席ニナツテ居ラヌデアリマス、次ノ會議マデ延期ヲ致シテハ如何デアリマス

(「直チニ議スルコトヲ望ミマス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ツレデハモウ會期モ僅ニナツテ居リマスカラ、委員長ノ報告ガアリマスカラ、矢張議事日程ノ通、會議ヲ開クコトニ致シマス

第十一 帝國大學中倫理科大學増設ニ關スル法律案(鹽谷五十足君提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長報告ノ通、二讀會ヲ開カザルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、此際御諮リスルコトガアリマス、委員長西村眞太郎君カラ唯今ヨリ粗製樟腦專賣法案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、議事日程ノ第十二河川法中改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、奧繁三郎君

第十二 河川法中改正法律案(奧繁三郎君外七名提出)

第一讀會

河川法中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ敷地内ニ於テ此ノ法律施行前私人ノ所有權ヲ認メタルモノニハ相當ノ補償ヲ爲スヘシ

附則

此ノ法律ハ明治二十九年法律第七十一號河川法施行ノ日ニ溯リ效力ヲ生スルモノトス

(奧繁三郎君演壇ニ登ル)

○奧繁三郎君(六十一番) 諸君、此改正案ハ帝國臣民ノ或部分ノ權利ニハ、極テ至大ノ關係ヲ有シテ居ル改正案デゴザイマス、即チ河川法ヲ施行サレテ居リマスル河川ノ沿岸ニ、住居致シテ居リマスル、臣民ノ所有權ヲ、漫リニ侵害サレマスルコトヲ救済スル法律案デゴザイマス、諸君モ御承知ノ如ク、現行ノ河川法ニ於キマシテハ、其第三條ニ於テ「河川並ニ其敷地若ハ流水ハ私權ノ目的トナルコトヲ得ス」トアリマス、サウシテ河川ノ區域ハ地方ノ行政廳ガ、隨意ニ之ヲ認定致スト云フコトガ、同法ノ第二條ニ規定サレテ居ルノデアアル、故ニ地方官ガ河川ノ區域ナルモノハ、隨意ニ行政權ヲ以テ認定スルコトガ出來ルノデアアル、一旦吾々ノ所有地ガ其區域内ニ編入サレマスルナラバ、直チニ所有權ハ當然法律ノ結果ニ依ツテ、滅却サレルト云フノデアアル、私共ハ此憲法政治ノ下ニ於テ、濫ニ吾々ノ所有權ヲ侵サレルトハナイト、安ンジテ居ツタニモ關セズ、此河川法ニ依ツテ、吾々ノ所有權ヲ補償セズシテ、即チ之ニ相當ノ賠償ヲ爲サズシテ、之ヲ滅却セシムルト云フ法律ガ、現ニ行レツ、アルノデアリマスカラ、其部分ノ改正ヲ爲シタイト云フ希望デアアルノデゴザイマス、尤モ政府ハ之ニ對シマシテハ、施行細則ナルモノヲ行ウテ、施行細則ノ第九條第十條杯ニ依リマシテ、所有權ヲ滅却セシメタル前、所有者ニハ、占用ヲ許スト云フコトヲ規定サレテ居リマス、所ガ此占用ヲ許シテ貰フニハ、河川法ノ(小松喜平治君分ッテ居ル)ト呼フ、小松君ハ幸ニシテ河川ノ沿岸ニ居ツテ、吾等ト能ク其利害ヲ同ウスル人デスカラ、夙ニ分ッテ居ルノデアアル、故ニ提出者ノ一人デアリマスガ、多數ノ諸君ニ訴ヘマスルニ

ハ、占用ヲ許シテ貰フニ附イテハ、河川法ノ第十八條デスカ、十八條ニ依ッテカラニ、行政廳ノ許可ヲ受ケナケレバナラヌトアルノデアル、所有權ヲ奪ハレテ許可ヲ得テ、始テ占用ヲ許シテ貰フノデアル、然ルニ其占用ナル意義ハ極テ不明瞭ナル意義デ、決シテ民法上ニ在ル所ノ占有權デナイノデアル、固ヨリ其定義ヲ異ニスルノミナラズ、民法上ニ規定サレテ居ル如キ占有權ヲ許シテ貰フナラバ、河川法ノ第三條ニ相反スルノデアル、何トナラバ占有權モノノ私權ニ相違ナイ、然ルニ河川法ノ第三條ニ於テ、私權ノ目的トナルコトヲ得ズト、明ニ規定サレテ居ル故ニ、民法上ノ占有權ニアラズ、唯單ニ漠然タル占用ヲ、而モ請願ノ手續ニ依ッテ、許可シテ貰フコトデアル、所有權ヲ奪ハレテ或請願ニ基イテ占用ヲ許シテ貰フコトデアル、所有權ヲ奪フトキニ、何等賠償ノ途ヲ爲サヌト云フモノデアル(小松嘉平治君「多辯ヲ勞スル勿レ」ト呼フ)而シテ此河川ノ區域ト云フモノハ、強チニ流作地若クハ寄洲地ト云フ如キモノバカリデハナイ、立派な宅地モアレバ、或ハ價ノアル茶園杯モアルノデアル、即チ賣買、讓與、書入、質入ノ目的ニナッテ居ルノデアル、然ルニ法律ニ依ッテ所有權ヲ滅却サセテ、而シテ之ヲ抵當ニ取ッテ居ル、債權者ニハ、直チニ抵當權ヲ消滅スルコトニナルノデアル、斯様ナル不當極マル法律デアアルカラ、此部分ノ改正ヲナサント欲シテ、諸君ノ御手許ニ回ッテ居ル如キ法案ヲ提出致シタノデゴザイマス、而シテ現時我國ニ於テ、河川法ヲ行フテ居リマスル河ハ、十數河川ニ及シテ居ルヤウデアリマス、其中ニハ既ニ行ッテ一年モ二年モ經ツノガアリマシテ、業ニ既ニ此不幸ナル境遇ニ遭遇シテ居ル人ガ、必ヤ其沿岸ニ在ルデアラウト思ヒマス、故ニ今此法律ヲ作リマシテモ、先キノ河川法ト爲ストキカラ、改正案ノ效力ヲ持タサナクテハ、國家ガ沿岸ノ臣民ニ對スル扱ニ、不公平不均一ヲ見マスル故ニ、附則ヲ以テ先キノ河川法施行ノトキニ遡ッテ、效力ヲ有スルコト云フコトヲ加ヘタノデゴザイマスカラ、共ニ御賛成ヲ願ヒマシテ、委員付託ヲ希望致シマス

○望月長夫君(二百四十二番) 後段ニ御説明ニナッテ附則ニ附イテ、河川法施行ノ日ニ溯リ效力ヲ生ズルモノトス、唯今御説明ニナッテ附則ニ附イテ、餘リ此處マデ親切ニ心配シテヤラナケレバナラヌ理由ト、見ラレヌヤウデゴザイマスガ、何カ斯ウシテヤラネバナラヌト云フ實例ガ、提出者ニ於テ御存アルノデハナイカ

○奥繁三郎君(六十一番) 實例ハ今言ッタノデ分ッテ居ルダラウト思ヒマス、即チ是カラ後ニ行フ所有地ニ於テハ、賠償スルガ、以前ノ分ニ向ッテ賠償シナイト云フナラバ、同シ河川法ヲ行ウテ其沿岸人民ニ對スル不幸ガ出來マスカラ、一樣ニ一視同仁ニ國民ヲ扱フト云フダケデアリマス

(望月長夫君「唯想像デス」ト呼フ)

(政府委員内務省土木局長田邊輝實君演壇ニ登ル)

○政府委員(田邊輝實君) 唯今ノ河川法ノ改正法案デアリマスガ、是ハ河川法ニ向ッテ非常ナ差支ヲ生ズル意味デアリマス、此法案ノ通デアリマシ

タレバ、悲イカナ日本ノ河ニハ、幕府ノ時分カラシマシテ、段々ニ右ニヤレ左ニヤレシマシテ、左岸右岸トノ始終混ジテ居ル河ニナリマスルト、所有權ガ雙方カラ突合ヒマシテ、全ク河ト云フモノハ、所有權ノ上ヲ流レテ居ル河ガ、出來テ居ルヤウナ土地ガアリマス、是ハ此法律通ニ敷地ト極メマシタトキニ、一々所有權ヲ認メタモノニ、相當ノ補償ヲヤルト云フコトヲ、唯漠然言ヒマスルト、即チ僅ニ補償金ヲヤルト云フヤウナコトガ、出來テ來ルト云フヤウナ意味ガアリマス、コレデ此事ハ容易ニ御同意ハ出來マセヌガ、併シ込入ッテ法律デアリマスカラシテ、委員ヲ御選ニナリマスレバ、委員會デ詳シク事情ヲ、御相談シタイト思ッテ居リマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是ハドウカ特別委員ニ付託ニナランコトヲ望ミマス、サウシテ政府委員ト能ク打合ハシタ方ガ、宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ特別委員ノ説ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、其委員ハ九名ニシテ議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ……

○恆松隆慶君(二百二十四番) 次日日程ハ、是ハ一括シテ議題ニナサンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 十三、十四デアリマスカ

○恆松隆慶君(二百二十四番) 左様デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 十三、十四ノ議案ヲ一括シテ議題ニスルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス

第十三 大學校及中學校制度ノ改正ニ關スル建議案(原田越城君提出) (委員長報告)

第十四 學制調査ニ關スル建議案(大岡育造君提出) (委員長報告)

(三田村甚三郎君演壇ニ登ル)

○三田村甚三郎君(百八十九番) 私ヨリ委員長ニ代リマシテ報告致シマス、大學校中學校制度ノ改正ニ關スル建議案、學制調査ニ關スル建議案、此二ツノ案ガ付託セラレタル委員會ノ報告デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、討論ノ結果、一ツノ修正案ヲ作リマシタ、其修正案ハ二案ヲ一ツニ先ヅ集メタヤウナモノデアリマス、御手許ニ回ッテ居リマスルガ、チヨット其後トノ追加致シタダケヲ申上ゲマス、學制調査ニ關スル建議案ノ本文デアッテ教育ハ智識ヲ啓發シ國運ヲ伸長スル所以ノ云々カラ六行目ノ國運ノ伸長ニ大害アリト云

ハサル可ラス」マデヲ活シテ、其後トハ政府ハ「大中學ノ系統ニ改革ヲ施シ大
學及中學ノ直接連絡ヲ有スルノ制トナシ學生修業ノ年限ヲ適宜ニ短縮シ高
等教育ノ設備ヲ擴張セラレシコトヲ望ム」斯様ニ修正シテ、案ガ出來タノデ
アリマス、而シテ其案ノ題目ハ、學制改正ニ關スル建議案ト、斯様ニ變リマ
シタ、固ヨリ此學制調査ノ事及現今ノ教育制度ガ不完全デアルカラシテ、之
ヲ改正シタイト云フコトハ、本院等ニ於キマシテモ、既ニ建議ニナッタヤウ
ナコトモアリマスルカラ、此一案ノ如キハ固ヨリ異議ノナイコトデアリマス、
併ナガラ此學制調査ト云フコトヲ建議致シマスルニ附キマシテハ、既ニ政府
ハ其必要ヲ認メマシテ、即チ政務調査會ニ於テ、學制調査ノコトヲ致ス積デ
アルト云フコトハ、過般豫算委員會ニ於テ、桂總理大臣ヨリ説明ニ相成ッテ
居リマス、故ニ單ニ此學制調査ニ關スル建議ヲ致スト云フコトノ必要ハ、先
ヅ少イト考ヘマシテ、委員會ニ於キマシテハ、此方法ハ如何ニシテ學制ヲ調
査シ、如何ナル方法ニ依ッテ改善ヲスルカト云フコトノ、吾々ノ一般ノ意見
ヲ加フルト云フコトノ必要ヲ認メテ、斯様ニ致シタインデアリマス、固ヨリ
言フマデモアリマセヌガ、地方ノ學事ノ有様ヲ見マシテモ、義務教育ニ屬ス
ル小學校ハ無論ノコト、ソレカラ進ンデ中等教育ヲ施シテ居ル所ノ中學校モ
非常ニ増設ニナリマシテ、生徒ノ數ハ殆ド十萬近クニナッテ居ル、然ルニ此中
學校ノ生徒デアル所ノ十萬人ノ人間ガ、卒業シタ曉ニナッテ、進デ高等教育ヲ
受ケントシテ、之ニ這入ル所ノ學校ガ設備ヲ缺イテ居ッテ、這入ルコトガ出來
ヌ、即チ中學校ヲ終ッテカラニ、高等教育ヲ受ケントスル場合ニ、其教育ヲ
受ケルコトガ出來ヌト云フコトハ、當ニ其一人ノ不幸ノミニアラズシテ、國
家ノ大ナル不利益デアアル故ニ、ドウシテモ國家ニ於テハ相當ノ設備ヲ爲シテ
サウシテ是ガ需要ニ充テ、遺憾ナカラシメンコトヲ期サナケレバナラス、併
ナガラ今ノ教育制度ノ儘ニ置テハ、到底出來ナイカラシテ、成ルベク此中學
校ト大學校ト、直接連絡ヲ致シ、又學生修業ノ年限モ出來得ルダケ適當ニ短
縮シ、サウシテ高等教育設備ノ完備スルコト云フコトハ、最モ必要デアアル、故
ニ學制調査會ニ於テモ、此趣意ヲ以テ適當ナル案ヲ下サウニシテ欲シイト
云フ希望ヲ、議院カラ提出致シテ置クト云フコトハ、此際必要ト認メマシテ、
委員會ハ一致ノ贊成ヲ以テ、決定致シマシタ、ドウカ御贊成ヲ望ミマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是ハ二案デゴザイマスガ、二ツノ中デドレヲ
修正シテ、ドレヲ否決シタト云フコトデアリマスガ、矢張兩案ヲ折衷シタト
云フノデスカ
○三田村甚三郎君(百八十九番) 兩案ヲ折衷シテ、一案ヲ拵ヘタト云フコト
ニナッテ居リマス
○恆松隆慶君(二百二十四番) ソレデハ提出者ガ違ヒマスガ、ドッチヲ修正シ
タト云フコトハ、ナイノデアリマスガ
○三田村甚三郎君(百八十九番) ソレハドッチト云フコトハナイ、是デ一向
差支ナイダラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、次ニ議
事日程ノ第十五貧民救助、労働者及借地人保護ニ關スル建議案委員長報告、
秋山元藏君

第十五 貧民救助、労働者及借地人保護ニ關スル建議案(安藤龜太郎君外二名提出) (委員長報告)

(秋山元藏君演壇ニ登ル)

○秋山元藏君(二百五十八番) 貧民救助、労働者及借地人保護ニ關スル建議
案ノ、委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此案ハ一箇ノ建議案デゴザイマスガ、
其内容ハ三ツニ分レテ居リマス、貧民救助ト云フコトハ、労働者即チ職工雇
主被雇主ノ關係、ソレカラ今一ツハ小作人、マア地主ト小作人ニ於ケル關係
ト云フヤウナ、三ツニ分レテ居リマスガ、委員會ガ三回委員會ヲ開キマシ
テ、政府委員ニ質問致シマシタ所ガ、政府モ此三案ニ附イテハ、餘程調査ヲシ
ツ、アル、其調査ノ程度モ随分進ンデ居リマシテ、早晚此案ハ必要ナモノデ
アルト云フノ意デゴザイマシタ、故ニ委員會ハ今日ノ場合、此案ヲ即チ建議案
ヲ適當ナリトシテ、可決致シマシテゴザイマス
○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、次ニ議事日程ノ第十
六北越鐵道貫通ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、降旗元太郎君

第十六 北越鐵道貫通ニ關スル建議案(降旗元太郎君外八名提出)
西伯利鐵道ノ全通セシ今日ニ在リテハ日本海沿岸ニ於ケル交通機關ノ設備
ヲ完成スルヲ以テ國防上ニ經濟上ニ國家ノ最急要務ナリトス就中北越鐵道
ヲ貫通シ近畿ヨリ帝國北門ノ鎖鑰ニシテ且唯一ノ富源タル北海道ニ聯接ス
ルヲ以テ急務中ノ急務ナリトス故ニ政府ハ速ニ相當ノ設計ヲ立テ帝國議會
ノ協贊ヲ求メムコトヲ望ム
右建議ス

(降旗元太郎君演壇ニ登ル)

○降旗元太郎君(五十番) 極テ簡短ニ提出ノ理由ヲ申述ベマス、西比利亞鐵
道ガ全通ヲ致シマシテ、是ニ聯絡スル北支那ヨリ朝鮮ニ瓦ル幾多ノ鐵道等ノ
交通ガ出來マスル場合ニ當ッテハ、帝國北門ノ鎖鑰タル北海道ヲ貫通シテ、居
リマスル鐵道カラシテ、日本海沿岸ニ縱貫線ヲ、中國ノ西ノ端ヨリ東北ニ瓦ラ
シメヤウト云フノガ、本案ノ大體ノ目的デアアル、然ラバ之ヲスルニ、非常ニ澤
山ノ金ヲ要スルカト申シマスルト、御承知ノ通青森ヨリ秋田ニ至ルマデノ間
ノ、所謂羽越線ノ一部分ガゴザイマシテ、本年ノ四月ニ全成スル筈ニナッテ居
リマスルニモ拘ラズ、新發田ヨリ直江津ニ參リマスル間モ、私設鐵道會社ノ、

所謂北越線ト云フモノデ、既ニ出來上ッテ居ル、ソレカラシテ富山敦賀間ノ線路モ、先頃既ニ開通シテ居ルノデアリマスカラ、唯今私が申述ベマシタ目的ヲ達シマスルタメニハ、富山直江津ノ間ヲ聯絡スルコト云フコト、新發田秋田ノ間ヲ聯絡スルコト云フコト、此二箇所ノ工事ヲスル上ニハ、日本海沿岸ノ縱貫線ハ悉ク出來上ルコト云フコトニ相成ルノデゴザイマス、而シテ此日本海沿岸ノ鐵道ヲ完成スルコト云フコト、現在東海岸ニ敷設シテアリマスル鐵道線路ニ聯絡シテ、ドレ位ノ短縮が見レルカト云フコト、單ニ青森ト大阪ノ間ヲ以テ致シマシテモ、百八十哩ノ短縮ヲ見ルコトガ出來ルノデゴザイマス、故ニ國防上ニ於テモ又商業上ニ於テモ、外國ニ對スル幾多ノ關係ノ上カラ、此線路ヲ完成スルコトハ、極テ急要ト存シマス、デ殊ニ先頃私が申シタガ如ク、所謂鐵道敷設法ニ依ッテ第一期線ノ工事ヲ竣成セシメナケレバナラヌト云フコトハ、當然デゴザイマスガ、是ニ亞イテ所謂北海道鐵道及富山直江津間ノ鐵道及舞鶴ノ聯絡線路ノ如キ、日本鐵道經營ノ順序カラ申シマシテ、急中ノ急務デアアル、而シテ此線路ヲ成就セシメテ、更ニ唯今申上ゲタ新發田秋田ノ間ノ聯絡ヲスルコトハ、日本海沿岸ノ縱貫線ヲ完成スルコト云フコトニ相成ルノデゴザイマスカラ、帝國政府ガ此鐵道經營ノ順序トシテ、此線路ハ國防上ヨリ見テモ、對外通商上カラ見テモ、沿道ノ殖産興業上カラ見テモ、少シモ速ニ相當ノ設計ヲ希望スルコト云フノガ、本案提出ノ理由ノ要點デゴザイマス

○恒松隆慶君(二百二十四番) 此問題ガ隨分調査シナケレバナラヌモノガアルト考ヘマス、諸君是等ハ委員ニ託シテ十分調査ヲシナケレバナラヌカラ、委員ノ指名ヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ同意ガアリマスカ

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、次ハ日程第十七北越鐵道完成ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十七 北越鐵道完成ニ關スル建議案(杉田定一君外三名提出)

○門脇重雄君(百二十九番) 勸業法外二件改正案ノ委員會ヲ開キタイト考ヘマス

○議長(片岡健吉君) 門脇重雄君カラ、此際委員會ヲ開キタイト云フ申出ガアリマスガ、許可シテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可致シマス

○杉田定一君(百九十三番) 此北越鐵道完成ノ建議案ハ、大體降旗君ガ御提出ノト異ラヌデアリマス、中デ線路ノ違ッタノモゴザイマスガ、矢張同一委員ニ付託ヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 前委員ニ付託スルコトニ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、日程十八遠洋漁業調査ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十八 遠洋漁場調査ニ關スル建議案(井上角五郎君外六名提出)

遠洋漁業ノ振起發達ヲ期セムトスルノ際ニ當リ最切要ヲ感スルハ漁場ノ探見調査ナリ由來我カ漁業ハ小規模ニシテ只沿岸ノ漁利ヲ事トシ遠洋大海ニ發達セサリシハ是レ職トシテ漁場調査ノ整備セサルニ由ル今ヤ漁業ノ刷新興起ヲ圖ルノ時機ニ屬スルカ故ニ政府ハ速ニ之カ調査ノ設備ヲ爲シ以テ其ノ實行ヲ圖リ斯業ノ指針經營ノ資料ニ供セシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

○恒松隆慶君(二百二十四番) 是ハ提出者ノ井上君ガ居マセヌガ、私モ提出者ノ中ニ加ッテ居リマスカラ、極ク簡短ニ述ベマス、我國ハ此遠洋漁業ニ附イテハ、最モ調査ニ緻密ニ手ヲ著ケナケレバナラヌコトデアアル、今日其事ガ未ダ至テ進デ居ラヌデアアル、是ハ政府ニ於テ此遠洋漁業調査ニ關シテ、適切ナ方法ヲ設ケテ吳レト云フ建議デゴザイマス、其理由ハ速記録ニ載セテ貰フコトニシマシテ、本案ハドウカ速ニ即決ニナランコトヲ希望致シマス

(參照)

遠洋漁場調査ニ關スル建議案理由書

我カ國ハ天與形勝ノ地位ヲ占メ南熱帶ニ起リテ北寒帶ニ及フ地勢斷續延長シテ環海八千里暖寒ノ二大潮流ハ南北ヨリ駛流シ幾多ノ小派支流相錯綜圍繞スルヲ以テ水族ノ豐富魚類ノ饒多ナル萬邦其ノ比ヲ見ス其ノ種類六百ト稱ス此ヲ以テ水産ノ事業夙ニ開ケ之ニ依リテ衣食スル者三百三十萬餘近時實際ノ產額二億圓ニ達スト云フ實ニ我カ國主要ノ一大産業タリ然ルニ古來其ノ漁業ハ規模狹小ニシテ大海遠洋ニ及ハス躊躇トシテ只漁利ヲ沿岸ニ爭フニ過キス輒近國運ノ進歩ハ需求ノ増加ヲ來タシ漁民ノ增多ハ大ニ漁場ノ狹隘ヲ告ケ漁利從テ減耗ス爲ニ海外ニ通漁スル者比年多キヲ加フルニ至ル況ヤ漁業法實施セラレ漁權ノ確定、漁場整理ノ結果ハ勢ヒ遠洋漁業ヲ發達セシメテ大ニ漁利ノ多大ヲ期セサルハカラサルヤ必セリ思フニ歐洲ノ北海ニ近似セル日本海方面ノ如キ暖潮ノ旺盛セル太平洋方面或ハ臺灣近海等ニ於ケルカ如キ必ヤ魚族ノ豐富ナル絶好ノ大漁場存在セルヲ疑フ容レヌ是レ漁場ノ探見調査ノ切要ヲ唱導スル所以ナリ由來水族ノ群聚來ハ潮流、温度、比重、食餌、產卵等頗ル密接ノ關係ヲ有スルカ故ニ豫メ此等ノ學理的實際

ノ調査ヲ施シ其ノ結果ヲ明ニスルハ漁業進歩ノ根源ニシテ斯業ノ大發達ヲ期スル亦之ニ由ラサルヘカラス殊ニ我カ國勢ノ如キ海流支派ノ中心ニ在リテハ魚族各其ノ習性ニ從テ回遊棲息スルカ故ニ最海流ト魚族ノ關係、水族ノ分布性狀、移轉去來ノ狀況等ヲ精査シテ漁場ノ所在ヲ探知シ漁業者ヲ指導誘掖シテ斯業ノ發達ヲ企圖セサルヘカラス幸ニ其ノ調査ノ完成ヲ見ルニ至ラムカ沿岸漁業ノ如キモ豫メ魚類ノ來遊漁獲ノ豐歉ヲ前知シテ之カ事業ノ成敗準備ノ算ヲ爲スヲ得ム是レ斯業ノ經營發達ノ上ニ測知スヘカラスノ利便浩益タルヲ失ハス彼ノ英米諸國ニ在リテハ其ノ地位我カ國ノ如クナラス漁業ノ關係亦割切ナラサルニ拘ラス國家力ヲ盡シテ此等ノ事項ヲ調査シ常ニ漁場ノ探見ヲ爲シテ漁民ノ先導ヲ爲シ自國ノ領海ノミナラス遠ク各洋ニ調査船舶ヲ派遣シテ漁業ニ切要ナル調査ヲ爲シ水族ノ分布、潮流ノ方向温度、海底ノ狀況等苟モ之ニ關スル事項ヲシテ一目ニ瞭然タルヲ得セシメ以テ斯業者ノ指針ニ供スト云フ是レ漁業ノ旺盛今日ノ觀アラムシル所以ニシテ斯業ノ興廢ニ關スル處實ニ大ナレハナリ我カ國ニ於テハ既ニ遠洋漁業獎勵法ノ設ケアルモ進歩ノ狀遲々トシテ其ノ目的ニ該當セシムルニ足ラサルハ未タ以上ノ如キ施設ヲ闕除セル蓋シ其ノ主因ナラムカ曩ニ第十三回議會ニ於テ本院ハ水產調査及調査船新營ニ關スル建議ヲ爲シタルモ政府ニ於テ未タ何等ノ施設ヲ爲セルヲ聞カサルハ大ニ遺憾トスル處ナリ斯ノ如キノ計畫ハ獨リ漁業ノ振起發達ニ資スルノミナラス其ノ結果我カ學藝進歩ノ上ニ貢獻スル處尠ナラサルヘシ然リ而シテ我カ四周ノ海洋タル廣漠森范トシテ之カ調査實ニ容易ノ事業ニアラス方今各地水產試驗場ノ設置アリテ漁場ヲ調査探見スルノ企圖ナキニアラスト雖地方經濟ノ範圍自ラ狹小設備亦完カラサルカ故ニ寧ロ大勢ニ於テ其ノ趨向及利害關係ヲ同フスルノ便宜アルヲ以テ國家事業トシテ之カ完成ヲ圖ルノ勝レルニ若カス政府ハ速ニ遠洋漁場調査ニ關スル適宜ノ施設ヲ爲シ帝國議會ノ協贊ヲ經テ之カ大成ヲ見ムコトヲ望ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ贊否ノ採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、次ハ第十九……

○恆松隆慶君(二百二十四番) 次ノ日程カラ末項マデ一括シテ、委員長カラ御報告ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス

第十九 (特別報告第十二號)賣藥稅法改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第二十 (特別報告第十三號)清國內地調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第十四號)足尾銅山鑛毒被害民救護ノ請願 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第十五號)島根縣邑智郡市山村ニ電信局開設ノ請願 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第十六號)島根縣瀨戶郡大山村ニ電信局開設ノ請願 (委員長報告)

第二十四 (特別報告第十七號)電信局設置ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第十八號)島根縣飯石郡波多村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第十九號)矢作川改修ノ請願外二件 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第二十號)區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

〔菅原傳君演壇ニ登ル〕

○菅原傳君(二百七十九番) 日程ノ十九ハ賣藥稅法改正ノ件デアリマスガ、是ハ請願委員會デ院議ニ附スベキモノト決定シタルデゴザイマスガ、過般本議ニ於キマシテ、同種類ノ法案ガ否決ニナッテ居リマスカラ、今日ハ之ヲ院議ニ付スコトヲ要セヌモノト思ヒマス、次ニ日程ニハ清國內地調査ニ關スル件デゴザイマスガ、其要點ハ清國ノ内情、殊ニ經濟上ノ事情ニ附イテ、政府ニ於テ適當ノ調査方法ヲ講ジテ、早ク調査ニ著手ニナランコトヲ希望スル請願デアリマスガ、相當ト認メマシテ、採擇スルコトニ致シタルデゴザイマス、次ハ足尾銅山鑛毒被害民救護ノ件デアリマスガ、是ハ銅山鑛毒ノ人身ニ及ブ其地方ノ田畑ニ及ス害ヲ、保護救濟シタイト云フ請願デアリマス、是レ亦相當ト認メテ採擇ヲ致シマシタ、次ニ二十二ヨリ二十七マデノ案、諸君ノ御手許ニアル報告書デ、大概御了承ト思ヒマスカラ、茲ニ改テ申シマセヌ○恆松隆慶君(二百二十四番) 委員長ノ報告通、十九ハ少シ異議ガアリマスガ、委員長ノ報告ヲ致シマシタ意見ナラバ、委員長ノ言フ通、他ハ總テ委員長報告通御採擇ヲ希望致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通決シマス

○高須賀禮君(十三番) 先刻鈴木重遠君外六名カラ別子銅山鑛害ニ關スル質問書ヲ提出致シマシタガ、其理由説明書中參考書ノコトヲ申添ヘマシタノデアリマスガ、其參考書ハ茲ニ演說ヲ省イテ、速記録ニ載セルト云フコトノ御許可ヲ得タイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 宜シウゴザリマス、報告ガアリマス

(書記朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國有森林原野貸附料金ニ關スル法律案

提出者 山下千代雄君 佐藤 昌藏君 龍野周一郎君

鈴木萬次郎君 大村和吉郎君 原田 赴城君

伊藤 直純君 安部井磐根君

酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案

提出者 金 井 貢君 長坂 重孝君 大塚常次郎君

戸狩權之助君 西村 淳藏君

山内吉郎兵衛君ヨリ農工商ニ對スル施政方針ニ關スル質問主意ヲ提出セラレタリ

委員長理事左ノ適當選セラレタリ

明治二十四年法律第二號中改正法律案

委員長 野間 豐五郎君 理事 齋藤 安雄君

農工銀行法中改正法律案

委員長 市岡 政香君 理事 內藤 正義君

印紙稅法中改正法律案

委員長 平田 力之助君 理事 久米民之助君

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法中改正法律案

委員長 多田 作兵衛君 理事 堀家 虎造君

委員ヲ指定スル左ノ如シ

製鐵所据置運轉資本ニ不足ヲ生スル場合ニ一時借入ヲ爲スヲ得ル法律案

西谷 金藏君 濱名 信平君 長坂 重孝君

征矢野 半彌君 脇坂 行三君 加藤 政之助君

堀田 連太郎君 工藤 行幹君 重野 謙次郎君

河川法中改正法律案

奧 繁三郎君 齋藤 安雄君 市岡 政香君

首藤 邦基君 岡本松太郎君 鞍谷 清慎君

德差 藤兵衛君 江角千代次郎君 金森 吉次郎君

北陸鐵道貫通ニ關スル建議案外一件

大瀧 傳十郎君 杉田 定一君 並河 理二郎君

新開 貢君 戸狩權之助君 大矢四郎兵衛君

福島 一造君 降旗 元太郎君 須藤 善一郎君

○議長(片岡健吉君) 會期モ切迫ヲ致シテ居リ、議案モアリマスカラ、明日ハ例刻ヨリ會議ヲ開キマス、議事日程ヲ御報告致シマス

議事日程 第十九號 明治三十五年二月二十六日(水曜日)

午後一時開議

第一 海軍造船材料資金會計法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 明治二十九年法律第六十三號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 東京市區改正條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第五 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第七 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第九 刑法改正案(政府提出) 第一讀會

第十 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十一 會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十三 會計法中改正法律案(根本正提出) 第一讀會

第十四 會計法中改正法律案(石黑瀧一郎外三名提出) 第一讀會

第十五 決議案(菅野善右衛門外一名提出) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是デ今日ハ散會ヲ致シマス

午後三時五十一分散會

衆議院議事速記錄第十八號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
三四八	上	一三	不法懲稅	不法徵稅	三六〇	同	三	次ノ會期	次ノ會議
同	同	四〇	意納納稅者	納稅義務者	同	同	六	次ノ會議	次ノ會議
同	下	八	調查スルニ	徵稅スルニ	三六一	同	二八	第一條	第七條